

第 2 次
あま市男女共同参画プラン
【骨子案】

令和 3 年 1 0 月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	9
4 第1次計画（改訂版）の検証	12
第2章 計画の基本的な考え方	18
1 計画の基本理念と目標像	18
2 計画の基本目標	19
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	19
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	19
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進	20
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	20
3 計画の体系	21
第3章 基本計画	21
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	22
基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発	22
基本方針2 子どもにとっての男女共同参画	27
基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実	31
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	37
基本方針4 政策決定過程への女性の参画の拡大	37
基本方針5 様々な分野における男女共同参画の拡大	39
基本方針6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組	42
基本方針7 誰もが働きやすい職場環境づくり	48
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進	51
基本方針8 高齢者、障がい者、外国人市民等への支援	51
基本方針9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	55
基本方針10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援	58
基本方針11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	61
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	64
基本方針12 暴力の根絶に向けた意識啓発	64
基本方針13 犯罪防止に配慮した環境整備	67
基本方針14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実	69
数値目標	72

第4章 計画の推進	73
1 庁内における計画推進体制の充実	73
2 市（行政）、市民、事業者等との連携	73
3 計画推進のための進行管理と評価	73
資料編	74
1 あま市の状況	74
2 男女共同参画をめぐる動き	74
3 関連法規等	74
4 「第2次男女共同参画プラン」の策定経過	74

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年（1999 年）6 月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年（2000 年）12 月に「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。以降、時代の変化とともに計画が見直され、令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

平成 27 年（2015 年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を始め、法制度の整備により社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、政治経済分野での政策・方針決定過程への女性の参画の遅れや、固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が日本社会全体に残っており、女性を取り巻く問題は依然として多く、男女共同参画に関する取組の進展がいまだに十分ではありません。また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっており、我が国では令和 2 年（2020 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が改正されています。

これに加え、令和元年（2019 年）から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなっています。

本市においては、平成 24 年（2012 年）に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、10 年計画である「あま市男女共同参画プラン」を策定し、平成 29 年（2017 年）に計画の改訂を行いました。令和 3 年度をもって、第 1 次となる計画の計画期間が満了となるため、社会情勢の変化、第 1 次計画の実績、市民意識調査及び市民ワークショップの結果を通じ、男女共同参画に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な男女共同参画に向けた施策に取り組み、本市における男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進するため、「第 2 次あま市男女共同参画プラン」の策定を行います。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際社会においては、国際連合（国連）を中心とした動きと連動し、男女共同参画の取組が継続的に推進されています。

① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

国連が提唱した昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」に開催された国際婦人年世界会議における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年（1976 年）から始まる「国連婦人の十年」に続く様々な取組が行われてきました。

昭和 54 年（1979 年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

1995 年（平成 7 年）アジアで初めて北京で開催された第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」が採択され、12 の重大問題領域が明記されました。

その後、平成 12 年（2000 年）に、国連特別総会において「女性 2000 年会議」が開催、平成 17 年（2005 年）に、「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」が開催されました。平成 27 年（2015 年）に開催された「北京+20（第 59 回国連婦人の地位委員会）」では、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動が行われています。

② あらゆる分野でのジェンダー平等の達成に向けた取組

平成 23 年（2011 年）に、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」が正式発足しました。

平成 26 年（2012 年）の第 58 回国連婦人の地位委員会においては「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」の決議案が採択され、女性が災害対処する能力の強化を含め、災害から回復する力を持つ社会の構築が目指されています。

平成 27 年（2015 年）の国連サミットでは、「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

また、平成 28 年（2016 年）の第 60 回国連婦人の地位委員会では、女性のエンパワメントと持続可能な開発との関連性、女性・女兒に対する暴力の撤廃及び防止等について協議されました。

その後、北京宣言の採択から 25 年後となる令和 2 年（2020 年）に開催された「第 64 回国連女性の地位委員会」（北京+25）では、いかなる国もジェンダー平等や女性と少女のエンパワメントを達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習、とりわけ HIV/AIDS を罹患した女性や、先住民族女性、障がいのある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が増大していることに対する危惧が示され、さらなる取組の重要性が確認されています。

(2) 日本の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和 50 年（1975 年）に総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年（1977 年）に女性行政関連施策の 10 年間の方向性を明らかにした「国内行動計画」を策定しました。その 10 年後の昭和 62 年（1987 年）には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年（1996 年）には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受けて、2000 年（平成 12 年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後 2005 年（平成 17 年）に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、2010 年（平成 22 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」、2015 年（平成 27 年）に第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

2020 年（令和 2 年）には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、は「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「SDGs の達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会」の実現が目指されています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は、1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約」批准に当たり、「男女雇用機会均等法」の施行や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、1999 年（平成 11 年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、2015 年（平成 27 年）、官民一体となって支援を行っていくための「女性活躍推進法」が制定されました。この法律は、民間事業主に事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村は、政府の基本方針等を勘案した計画を策定することが努力義務とされ、令和元年（2019 年）の法改正により、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が示されました。

政治分野では、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年（2000 年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成 13 年（2001 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。

特に、DV防止法は、平成 16 年（2004 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 27 年（2015 年）の4度の改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれ、さらに同居する交際相手からのDVも同法の適用対象となり、児童虐待とDVの密接な関連を踏まえた児童相談所との相互連携や協力など、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取組

これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、2007 年（平成 19 年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2010 年（平成 22 年）には、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改正され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

平成 30 年（2018 年）には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が制定され、翌令和元年（2019 年）には、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント防止対策を強化するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の制定（「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）の改正）により、女性の参画拡大に向けての基盤整備の推進と共に、働く人の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられるよう働き方改革の推進を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しています。

⑤ 持続可能開発目標（SDGs）に関する取組

平成 27 年（2015 年）の「持続可能な開発目標」（SDGs）の採択を受け、政府は平成 28 年（2016 年）年5月に推進本部を設置し、同年 12 月に実施指針を策定、平成 29 年（2017 年）12 月以降は SDGs 達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定しています。

「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGs モデル」を掲げ、国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいます。

【第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）の概要】

《目指すべき社会》

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

《社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題》

（１）新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが肝要である。

（２）人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

我が国では、今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

（３）人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

（４）法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を広げられている。

ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るく未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

《社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題》

（５）デジタル化社会への対応（Society 5.0）

デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、教育や地域社会での取組が求められる。

AI 技術の進歩に関し、AI が過去を学習した上で解を導くに当たって、これまでの男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を強める方向で使われることの無いよう、男女が共に開発や利用に参画し、多様な視点でバイアスを改善することが重要である。

（６）国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

（７）頻発する大規模災害

平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

（８）SDGsの達成に向けた世界的な潮流

ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進め、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

《第5次計画の体系》

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

（３）愛知県の動き

愛知県では、昭和 53 年（1978 年）に「愛知県地方計画・推進計画 '78～'80」に婦人の項目を設けました。その後、平成元年（1989 年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。

平成 8 年（1996 年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、平成 9 年（1997 年）には「あいち女性プラン」を改定した「あいち男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、平成 13 年（2001 年）に「あいち男女共同参画プラン 21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、平成 14 年（2002 年）には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 18 年（2006 年）には、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を受けて、「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

平成 23 年（2011 年）には、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」が策定され、平成 28 年（2016 年）には、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定されました。

令和元年（2019 年）、愛知県は「SDGs 未来都市」に選定され、「人が輝き、女性や高齢者、障がいのある人など、すべての人が活躍する愛知」を目指しています。

令和 3 年（2021 年）、「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定し、これまでの固定的な性別役割分担意識の残存、男女の地位の不平等感、女性の環境の未整備、女性に対する暴力や性犯罪の多発に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した、女性に関する諸問題への対応を主な課題としてあげ、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「安心して暮らせる社会づくり」を重点目標として掲げ、「すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現」を目指し、施策に取り組んでいます。

DV の問題については、平成 16 年（2004 年）の DV 防止法の一部改正において、国の基本方針に即して DV 被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV 被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされたことに基づいて、愛知県では平成 17 年（2005 年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、平成 20 年（2008 年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2 次）」、平成 25 年（2013 年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」、平成 30 年（2018 年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4 次）」が策定され、「配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成」、「安心して相談できる体制の整備」、「安全な保護体制の整備」、「被害者の自立に向けた支援の推進」、「関係機関等との連携促進と人材育成」の 5 項目の重点目標のもとで、「個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現」を目指し、施策の推進を図っています。

（４）あま市の取組

本市は、平成 22 年（2010 年）に 3 町が合併して誕生しました。同年に、あま市の今後 4 年間の取り組むべき施策の工程表として「まちづくりロードマップ」を策定し、その中で『共創による一体感のあるまちづくり』を基本項目に掲げ、男女共同参画推進条例の制定と計画の策定を施策として位置づけました。

その後、平成 24 年（2012 年）に策定した「第 1 次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取組として『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

計画策定から 5 年が経過した平成 29 年（2017 年）に、社会情勢の変化やそれまでの実績を踏まえ、課題に的確に対応し、時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、計画の見直しを行いました。

計画策定・見直しの状況や、毎年計画の実施状況は、「あま市男女共同参画審議会」にて審議・報告し、市公式ウェブサイト公開しています。

また、DVについては、2008 年（平成 20 年）のDV防止法の一部改正において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「あま市男女共同参画推進条例」の中には、性別による権利侵害の禁止が明記されています。これらのことを踏まえて、本計画の「基本目標 4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（あま市DV防止基本計画）」を位置づけ、暴力根絶のための施策を推進しています。

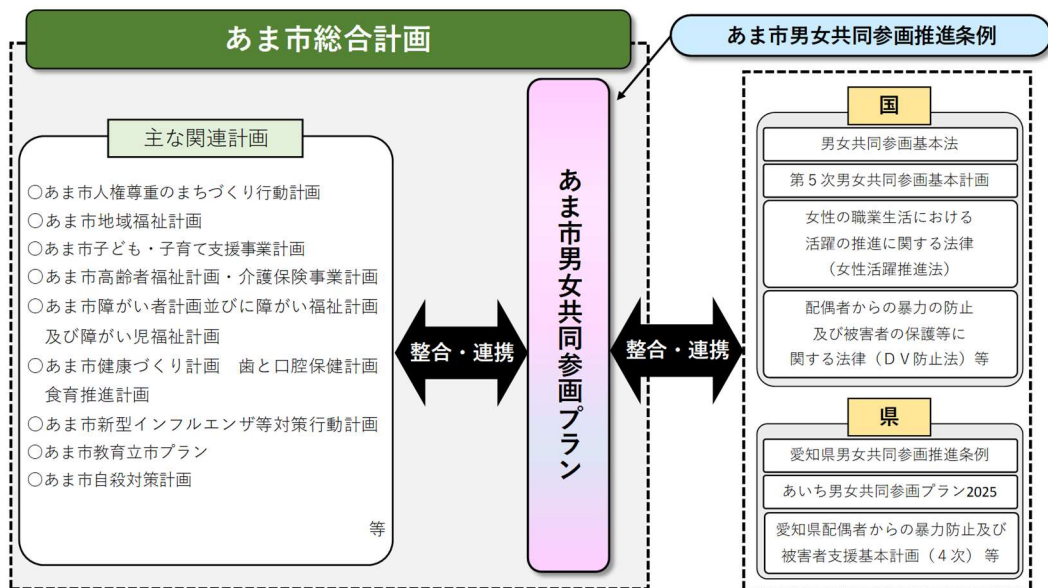
3 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。

本計画内において、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。

【関連諸計画との関係】



(2) 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
あま市男女共同参画プラン (改訂版)				第2次あま市男女共同参画プラン										
				見直し					中間 見直し					

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

① 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の男女共同参画の推進に関する必要事項について総合的に審議する機関であり、関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、第2次プランにおける具体的な男女共同参画の推進に関する施策を検討しました。

② 男女共同参画に関する現状・意向の把握

「あま市男女共同参画プラン」に基づき実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、男女共同参画に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、市民参加型のワークショップを実施しました。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

(4) SDGsについて

平成27年、国連において「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、SDGsの17の目標の中で、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が位置づけられています。「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどがターゲットとして掲げられています。

本計画においては、SDGsの考え方を意識し、すべての取組は、SDGsの達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 第1次計画（改訂版）の検証

（1）数値目標の評価

第1次計画（改訂版）で掲げた数値目標について、令和3年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本目標1の成果指標について、達成できた項目は「【市民意識の変化】「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合」のみであり、目標値53.0%に対して令和2年度に実施した市民意識調査では56.4%となっています。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】日常的な仕事をしない男性の割合（「主に女性が行う」と回答した人の割合）」の「子どもの世話」について、目標値は10.0%だったのに対し、令和2年度に実施した市民意識調査では33.3%と、第1次計画改訂版策定時の37.3%から大きく変化していない状況となっています。

評価指標		第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3年度実績
男女共同参画講演会の参加者数		230人 (平成26年度)	400人	397人
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合		44.2% (平成27年度)	53.0%	56.4% (令和2年度)
【市民意識の変化】 日常的な仕事をしない男性の割合 (「主に女性が行う」と回答した人の割合)	食事のしたく	61.3% (平成27年度)	38.0%	49.7% (令和2年度)
	子どもの世話	37.3%	10.0%	33.3% (令和2年度)
こんにちは赤ちゃん訪問実施割合		88.4 (平成27年度)	100.0%	94.3% (令和2年度)
【市民意識の変化】 「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合		13.5% (平成27年度)	0.0%	—※

※令和2年度の市民意識調査の項目から削除

【参考】児童虐待の早期発見と未然防止のための施策数

H24：6 H28：6 R2：8（教育相談センター設置、いじめ問題への対策強化）

基本目標２ 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本目標２の成果指標について、達成できた項目はありませんでした。

「幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率」や「人権教育講演会の参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響で講座や講演会が当初の予定通りの開催ができなかったことが影響しています。

市民意識調査の変化について、令和２年度の市民意識調査の結果はいずれの項目も第１次計画改定版策定時から大きく変化しておらず、取組の一層の強化が必要となります。

評価指標	第１次計画 改訂版策定時	目標値	令和３年度実績
幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率	100.0% (平成 27 年度)	100.0%	74.5%
【市民意識の変化】 家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	32.8% (平成 27 年度)	41.0%	33.5% (令和 2 年度)
人権教育講演会の参加者数	800 人 (平成 27 年度)	800 人	308 人
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.2% (平成 27 年度)	71.0%	61.7% (令和 2 年度)
【市民意識の変化】 地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	33.7% (平成 27 年度)	42.0%	34.3% (令和 2 年度)

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）

基本目標3の成果指標について、達成できた項目は「1歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数」、「保育所等利用待機児童数」、「保育所等利用待機児童数」となっています。引き続き、子育て支援の施策・取組の充実に努めます。

目標未達成の項目のうち、「審議会、委員会への女性登用率」、「一般行政職の女性管理職比率」については、第1次計画改訂版策定時に比べて割合が上昇しており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

一方、「あま市女性消防クラブ員数」について、令和3年度では19人と第1次計画策定時よりも減少しており、女性クラブ員の確保方策等取組内容の見直しを行い、改善していく必要があります。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3年度実績
審議会、委員会への女性登用率	21.0% (平成28年度)	30.0%	28.7%
一般行政職の女性管理職比率	15.2% (平成28年度)	20.0%	18.2% (令和2年度)
あま市女性消防クラブ員数	25人 (平成28年度)	100人	19人
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合	46.5% (平成27年度)	36.0%	47.2%
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合	61.4% (平成27年度)	46.0%	56.0%
1歳未満の低年齢児保育が実施可能な 保育園数	12施設 (平成27年度)	12施設	12施設
延長保育実施保育園数	12施設 (平成27年度)	12施設	12施設
保育所等利用待機児童数	0人 (平成27年度)	0人	0人
介護予防教室の開催数 (一般介護予防事業)	277回 (平成27年度)	300回	36回※ (令和2年度)
介護予防教室の参加者数 (一般介護予防事業)	3,945人 (平成27年度)	4,200人	230人※ (令和2年度)

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出のため一時事業を中止したこと、従来介護予防事業としていた「いきいき体操」を成人保健事業に移行したことにより実績が減少

基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援

基本目標4の成果指標について、・・・（総合計画の結果が分かり次第追記）

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】人権相談事業の実施を知っている人の割合」については、令和2年度の市民意識調査の結果は4.5%と、第1次計画改訂版策定時の7.4%からさらに低下しており、人権相談事業の周知・広報活動の強化が必要です。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3年度実績
自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率（あま市総合計画）	85.7% （平成27年度）	88.0%	
母子家庭等就業相談回数	随時開催 （平成27年度）	随時開催	随時開催
【市民意識の変化】 地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合（あま市総合計画）	70.7% （平成27年度）	80.0%	
【市民意識の変化】 人権相談事業の実施を知っている人の割合	7.4% （平成27年度）	17.0%	4.5% （令和2年度）

基本目標5 生涯を通じた健康支援

基本目標5の成果指標について、達成できた項目はありませんでした。

特定健康診査受診率については、令和元年度時点で46.4%と第1次計画改訂版策定時に比べて上昇しているものの、目標には届いていないため、引き続き受診勧奨に努める必要があります。

マタニティ教室については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響で、一時的に事業を中止したことにより、目標を達成できませんでした。

子宮がん検診、乳がん検診については、平成29年度より、対象者数が厚生労働省方式から全住民に変更になったため、受診率が大きく変動しています。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3年度実績
特定健康診査受診率	38.9% （平成27年度）	60.0%	46.4% （令和元年度）
マタニティ教室の参加率	妊婦 17.9% （平成27年度）	25.0%	15.6% （令和2年度）
	夫 10.1% （平成27年度）	12.0%	9.7% （令和2年度）
子宮がん検診受診率	20.0% （平成26年度）	50.0%	8.6% （令和2年度）
乳がん検診受診率	24.0% （平成26年度）	50.0%	9.3% （令和2年度）

基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

基本目標6の成果指標について、「あま市における1年間あたりの犯罪発生件数」が令和2年度で414件と、目標の1,000件以下を達成しています。引き続き防犯、犯罪抑制の取組に努めます。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合」について、令和2年度の市民意識調査の結果は11.1%と第1次計画改訂版策定時から低下しているものの、1割程度が「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答しており、相談窓口の周知・広報活動を強化していく必要があります。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3年度実績
【市民意識の変化】 「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合	83.7% (平成27年度)	100.0%	85.7% (令和2年度)
あま市における1年間あたりの犯罪発生件数	1,009件 (平成27年度)	1,000件以下	414件 (令和2年度)
【市民意識の変化】 DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合	15.1% (平成27年度)	0.0%	11.1% (令和2年度)

（２）基本方針の評価

第１次計画（改訂版）で掲げた基本方針ごとの事業について、計画期間中の評価を行いました。

評価基準は以下のとおりです。

評価基準	
A	かなり取り組めた（100%以上実施）
B	取り組めた（70%以上 100%未満実施）
C	ある程度取り組めた（40%以上 70%未満実施）
D	あまりできなかった（40%未満実施）
E	事業未実施

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A 評価が 67 施策、B 評価が 84 施策、C 評価が 22 施策、D 評価が 2 施策、E 評価が 0 施策となっています。

◎総合評価

基本目標	A	B	C	D	E
1 男女共同参画の理解の促進	4	13	7	0	0
2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実	3	13	1	0	0
3 あらゆる分野での男女共同参画の推進 （あま市女性活躍推進計画）	23	15	2	0	0
4 様々な困難を抱える人々への支援	16	27	6	0	0
5 生涯を通じた健康支援	12	4	4	2	0
6 力の根絶のための基盤づくり （あま市DV防止基本計画）	9	12	2	0	0
合計	67	84	22	2	0

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像と基本理念

本計画は、平成24年（2012年）に策定した「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものであることから、第3条に規定する5つの基本理念を本計画においても基本理念とします。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する中においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組は普遍的なものであることから、第1次計画で掲げた「個性を認め 思いやる心を持ち男女がともに輝けるまち」を目標像とし、引き続き男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進します。

【目標像】

いろいろな私でいい あなたでいい
みんなが笑顔で生きるまち



【5つの基本理念】

（1）男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

（3）あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

（5）国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

2 計画の基本目標

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。

幼少期から男女共同参画意識や男女平等の精神を育んでいけるよう、幼児教育や学校教育の場において健やかに育っていける環境の整備を進めるとともに、男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。また、教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

（あま市女性活躍推進計画）

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参入促進、女性の人材育成・エンパワーメント支援といった女性の活躍推進に向けた取組を進めます。

また、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。

さらに、人権意識に基づいた職場づくりやハラスメント防止のための取組、ポジティブ・アクションを含めた取組を進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

高齢者や障がい者、外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権に配慮した支援に取り組みます。

女性が安心して生活できるよう、女性の妊娠・出産期における心身への支援、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図るとともに、性別による特有の心身の健康管理や病気に対する理解の普及・啓発を推進します。

近年災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、平常時から、まちづくりや防災・災害復興について女性への配慮、女性の意思の方針決定過程への反映等、男女共同参画の視点を持った仕組みを作ります。

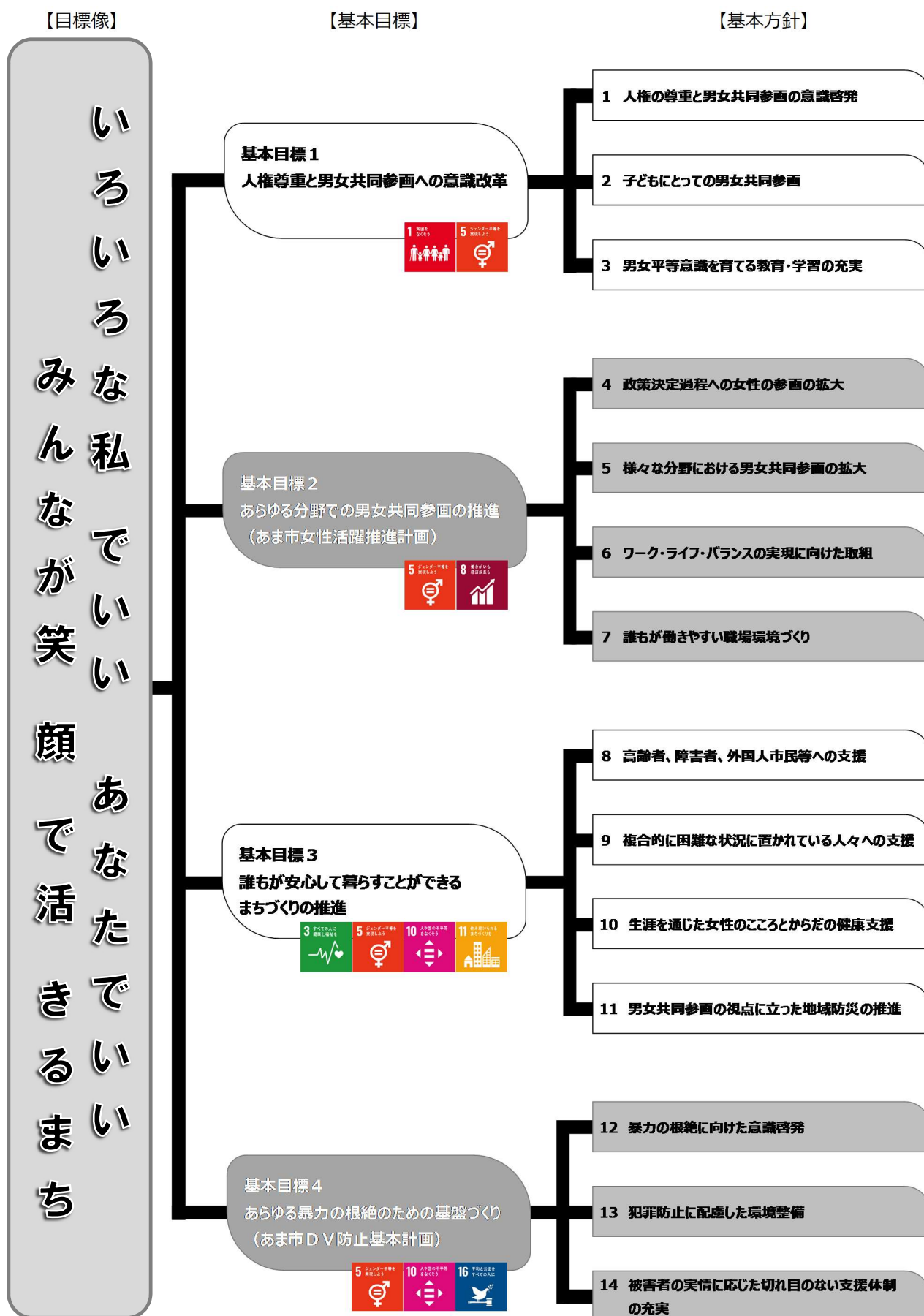
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

（あま市DV防止基本計画）

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、重大な人権侵害であるDVやデートDV、性暴力といった男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう、被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援ができる支援体制を整備します。

3 計画の体系



第3章 基本計画

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

男女が互いに人権を尊重しつつ、誰もが性別にかかわらず活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人一人が男女平等の意識や男女共同参画、多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

しかし、人々の心の中に、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く存在しています。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の回答が33.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせた“そう思わない”が56.4%と、平成27年度調査と比べて“そう思わない”の割合が12.2ポイント増加しています。性別・年齢別にみると、男女共に高齢者で“そう思う”が多く回答されている一方、20代や30代といった若年層に“そう思わない”と回答した人が多く、世代による性別役割分担意識の変化がうかがえます。

また、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が50.7%と、前回調査（45.3%）に比べて5ポイント以上高くなっており、特に男性における男女平等の意識や男女共同参画についての認識に課題があると考えられます。

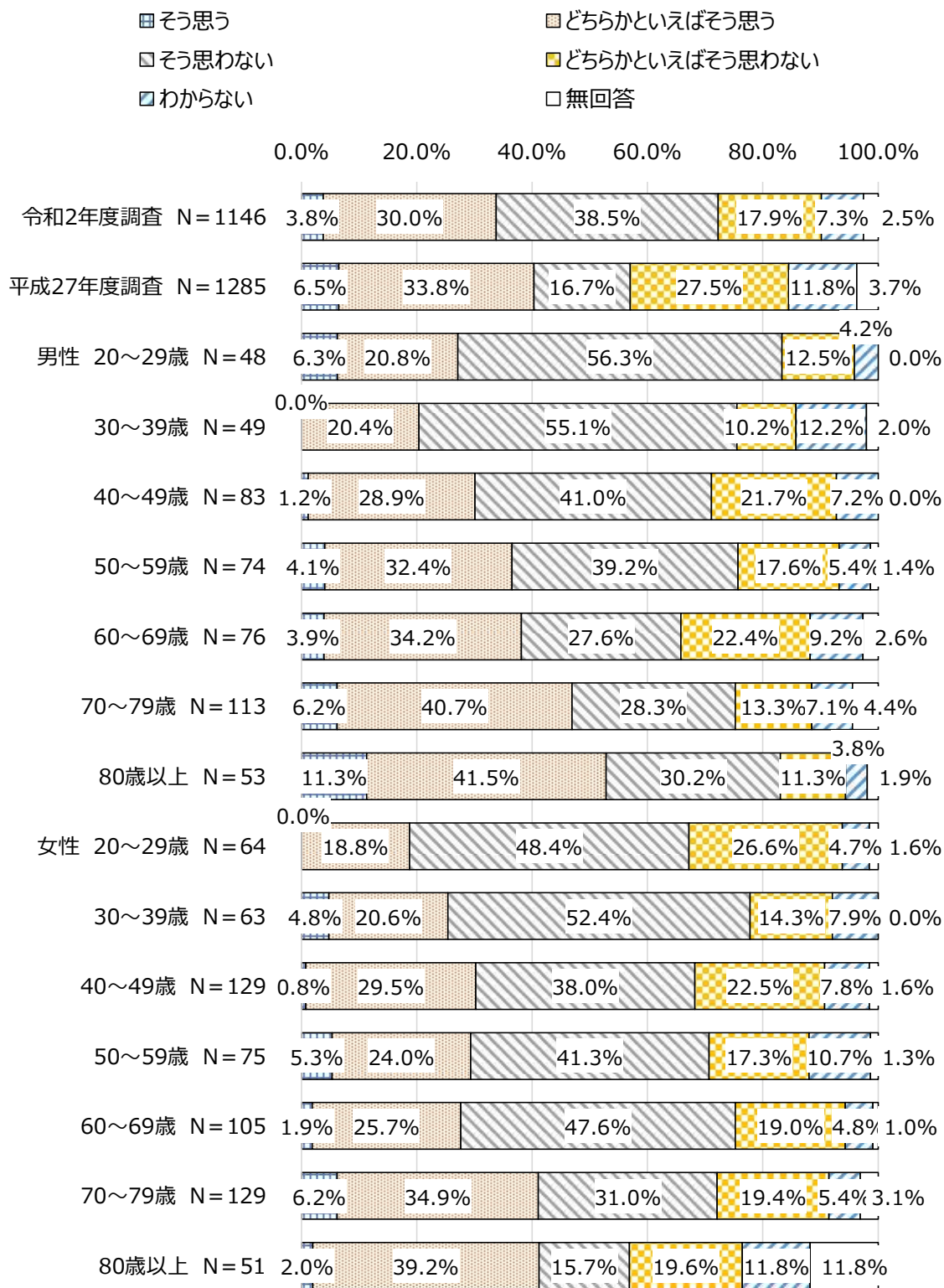
近年、性の多様性についての社会的認識が広まりつつありますが、依然として性的少数者に対する偏見や差別は解消されていません。

市民意識調査によると、性的マイノリティの人々に関する人権上の問題については、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」や「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」の割合が高くなっています。

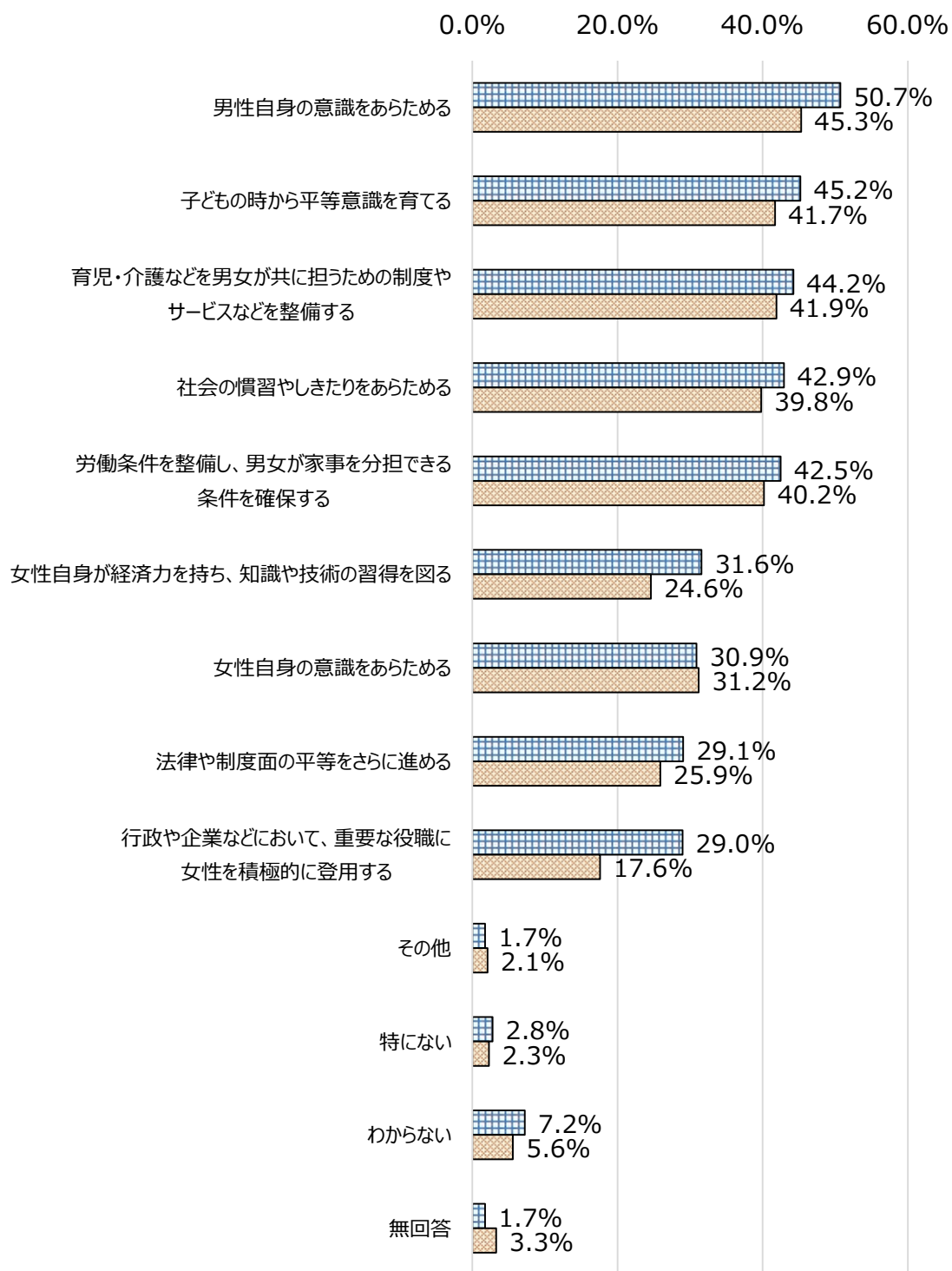
男女共同参画社会を実現するために、男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けあらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めるとともに、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた性的マイノリティに関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。



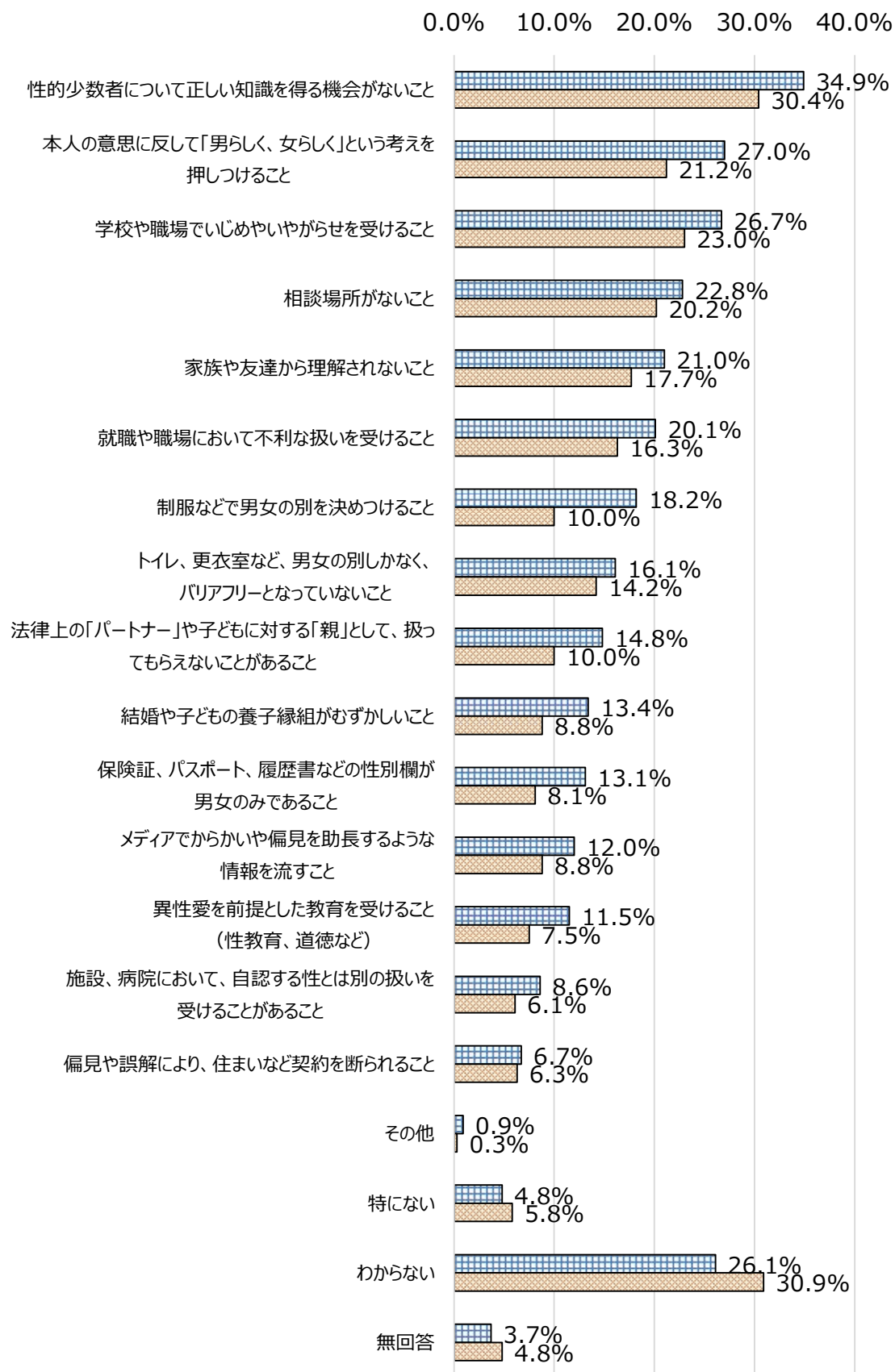
問：あなたは、男女が平等な立場で協力し合っていくためには、どんなことが大切だと思いますか。



■ 令和2年度調査 N = 1146

■ 平成27年度調査 N = 1285

問：性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか



■ 令和2年度調査 N=1146

■ 平成27年度調査 N=1285

施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
人権を尊重する市民意識の高揚を図るため啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。	- 啓発パンフレットの作成 - 広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供 - 人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	人権推進課

施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。	- 啓発パンフレットの作成 - 広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供 - 男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	人権推進課
	図書館において関連図書、資料の情報提供	生涯学習課

施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。	「女性のための起業セミナー」の開催 - 主に男性を対象とした「家事等実践講座」の開催	人権推進課
	男性全般を対象とした講座参加型講座の開催	生涯学習課

施策④ 性的マイノリティに対する理解促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
性的少数者（LGBT等）についての理解を促進します。	LGBTなどに関するセミナーや啓発パンフレットの作成	人権推進課

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針 2 子どもにとっての男女共同参画

人権の尊重や男女共同参画の意識は、子どもの頃から長い年月を経て、両親や祖父母、学校の先生など身近な大人たちの言動に大きな影響を受けながら形成されていきます。そして、次世代を担う子どもたちへの働きかけは、今後の社会全体における男女共同参画の推進につながります。

そのため、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、子どもの発達段階に応じて進め、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育つことができるよう施策を展開します。

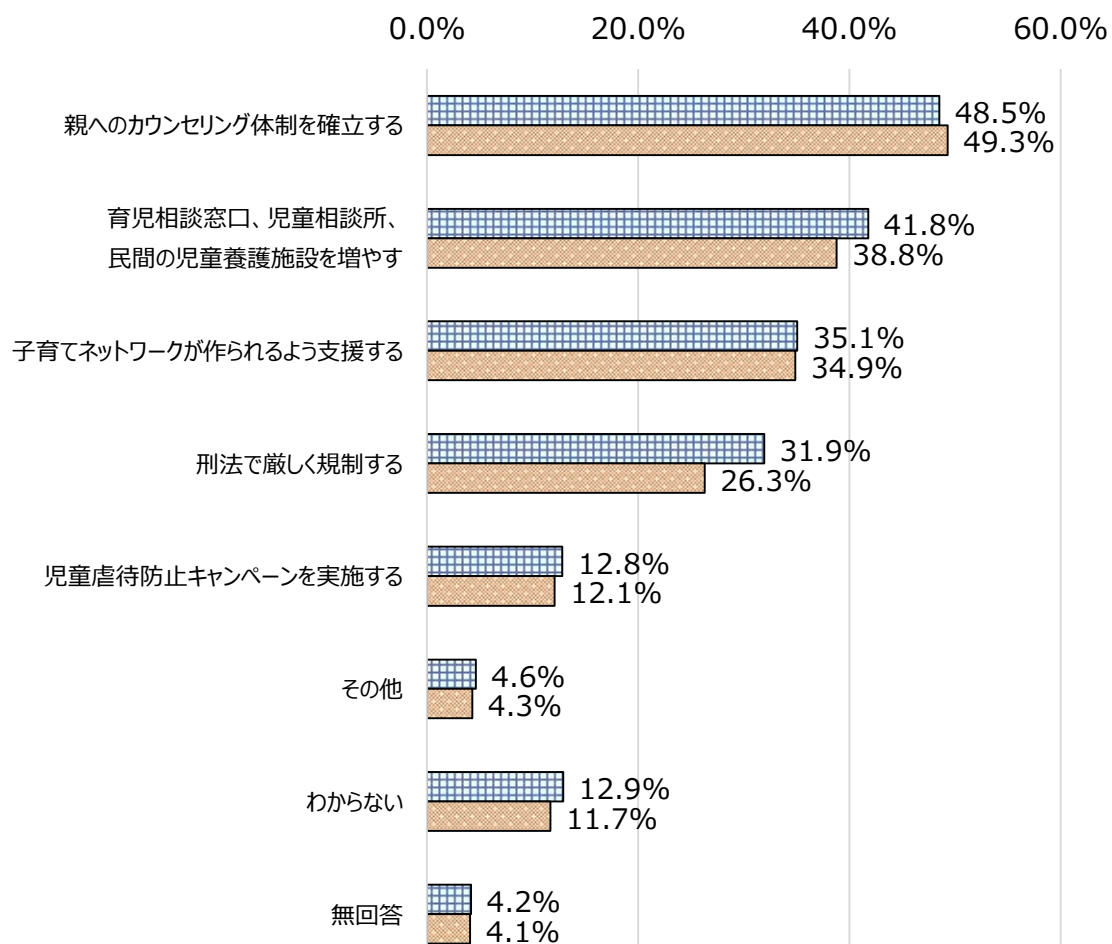
また、近年では、子どもの連れ去りや虐待、性犯罪やいじめなど、様々な暴力の被害を受け、支援を必要としている子どもの問題が顕在化しています。同時に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化を続けており、例えばスマートフォンやゲーム機等でインターネットを介して面識のない人と容易につながることができるようになったことで、悪質な大人の影響によってこうした様々な暴力の被害者になるのみならず、事件の加害者になり得る状況でもあります。

このような状況の中で、子どもたちが、健やかに成長し、地域の中で安心・安全に暮らしていくためには、地域全体で子どもを守っていくための取組が重要となります。

市民意識調査によると、子どもへの虐待を起こさないために必要なことは、「親へのカウンセリング体制を確立する」、「育児相談窓口、児童相談所、民間の児童養護施設を増やす」、「子育てネットワークが作られるよう支援する」が多く回答されています。

地域全体で子どもの見守りや、声のかけあいに取り組むことで、子どもに対する暴力の早期発見、未然防止に努めるとともに、虐待や性暴力等の被害に対して子どもが大人に訴える（相談する）ことが出来るようにする教育の取組や、保護者に対して相談や適切な援助を行うなど、子どもが安心して生活するための体制づくりを推進します。

問：子どもへの虐待を起こさないためにはどのようなことが必要だと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

施策⑤ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように、人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施	学校教育課

施策⑥ 地域で子どもを育てる環境の整備

施策の内容	具体的な取組	担当課
犯罪から子どもを守るため、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに、子どもに対する防犯意識を高めるための取組を行います。	- おはこんあいさつ運動の推進 - 子どもの防犯教室の開催	安全安心課
	子どもの防犯教室の開催	子育て支援課
	- 通学路こども 110 番の家の普及 - 通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施 - 登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施 - 小学校入学児童への防犯ブザーの配布	学校教育課

施策⑦ 児童虐待等の早期発見と未然防止

施策の内容	具体的な取組	担当課
児童虐待やいじめ問題などの早期発見と未然防止に向け、相談窓口の充実や、関係機関との連携に努めます。	・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問 ・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施 ・乳幼児健康診査の実施 ・定期的な要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加	健康推進課
	・保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置 ・児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備 ・児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成・配布	子育て支援課
	・スクールカウンセラーや心の相談員の配置 ・教育相談センターの設置 ・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進 ・教育相談員の巡回相談の実施 ・あま市要保護児童対策地域協議会の開催 ・あま市虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の参加	学校教育課
	・虐待等防止ネットワーク協議会の啓発物作成、配布	人権推進課

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針 3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。特に、家庭や地域は子ども人格形成の過程において、きわめて重要な役割を果たすことから、家庭や地域における男女平等意識・男女共同参画への理解の向上は非常に重要です。また、男女平等意識や、主体的に物事を考え選択する力を身につけるには、学校教育の場における幼少期からの意識啓発や、性別にとらわれず、個人の能力に応じて様々な選択を可能にするキャリア教育の推進が必要であり、それらを教える立場である教職員の意識向上も必要となります。

市民意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等意識は、「学校教育の場」を除き、多くの場面で「男性が優遇されている」と回答されています。家庭における夫婦の役割については、理想としては夫婦で共同して分担するのがよいと回答されているものの、現状では「家事全般（食事、洗濯、掃除等）」や「日常の買物」、「家計の管理」等、多くの項目が「主に女性が行う」と回答されています。また、地域活動における男女の役割分担においても、「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治区の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」、「女性は役職につきたがらない」などを「改善すべき」と思っている人が多い一方で、「当然だと思う」、又は「仕方ない」と思っている人は2割程度となっており、さらに現状としては、特に「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治区の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」、「自治区の組長などの登録は男性（夫）だが、実際は女性（妻）が出席することが多い」について「そうしている」が3割以上となっているなど、男女における役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

また、男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこととして、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が多く回答されています。

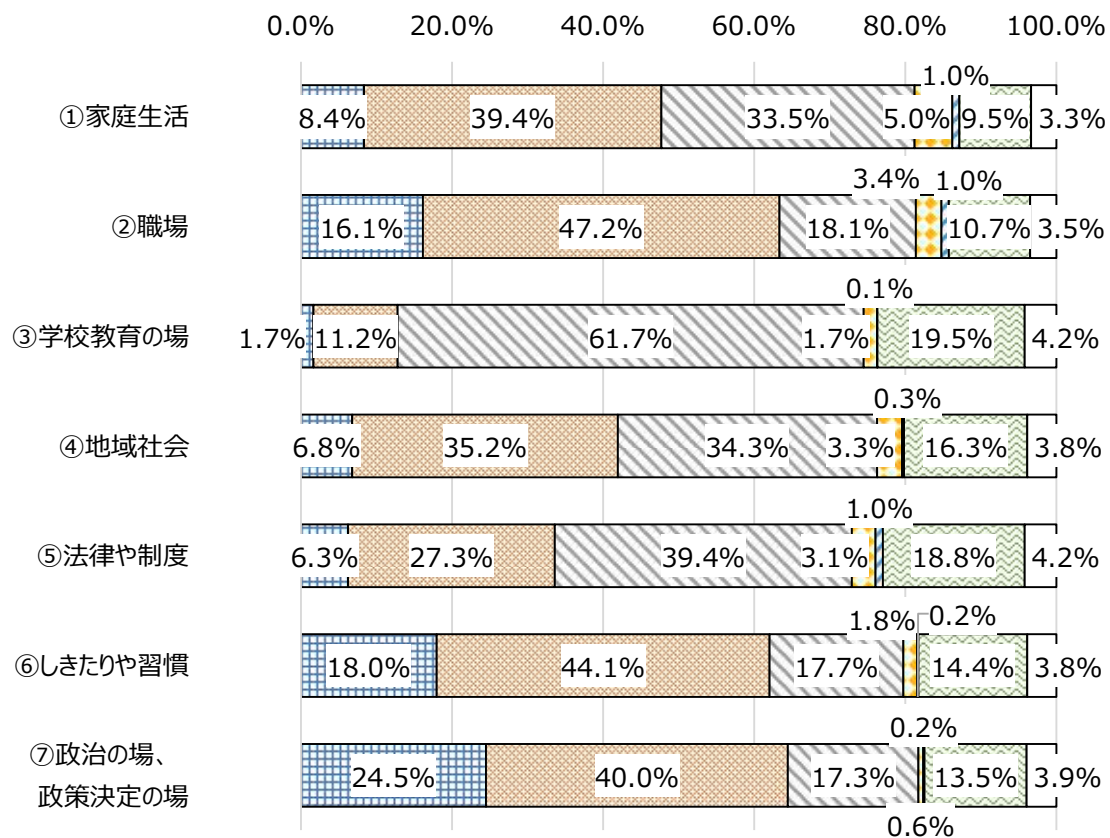
学校教育の場においては、子どもたちが、男女平等・男女共同参画に対する意識を持てるよう、発達段階に応じたジェンダーの視点による幼児教育や学校教育を推進していくとともに、学校環境に固定的な性別役割分担が組み込まれる、いわゆる「隠れたカリキュラム」を防止するために、教職員への男女平等に関する意識啓発や研修を継続して実施します。

家庭や地域においては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による影響に捉われず、男女が互いに認めあい、平等の理念を理解していけるよう、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努めます。

問：男女の地位は平等になっていると思いますか。

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

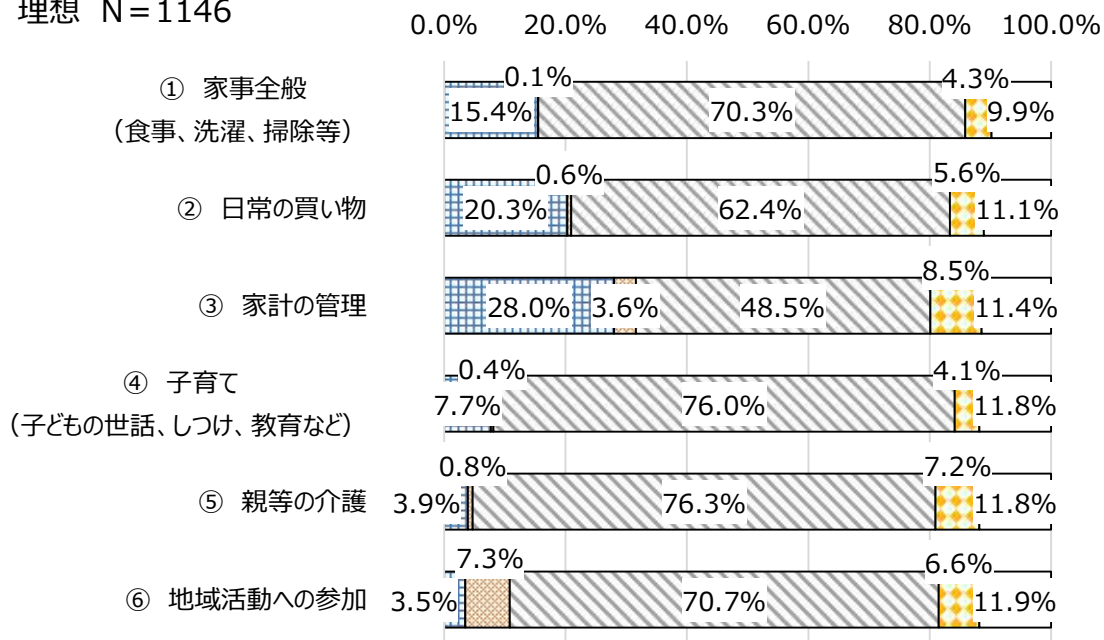
令和2年度調査 N=1146



問：夫婦のどちらが役割を担う方がいいと思いますか。／実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。

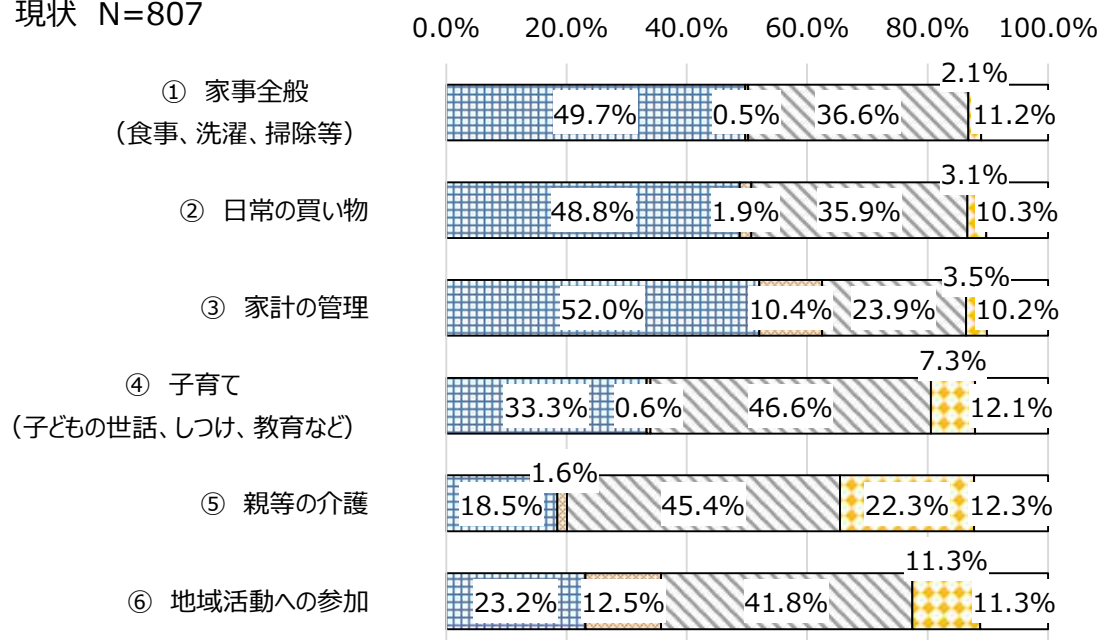
■主に妻が行うのがよい ■主に夫が行うのがよい □共同して分担するのがよい ■その他 □無回答

理想 N=1146

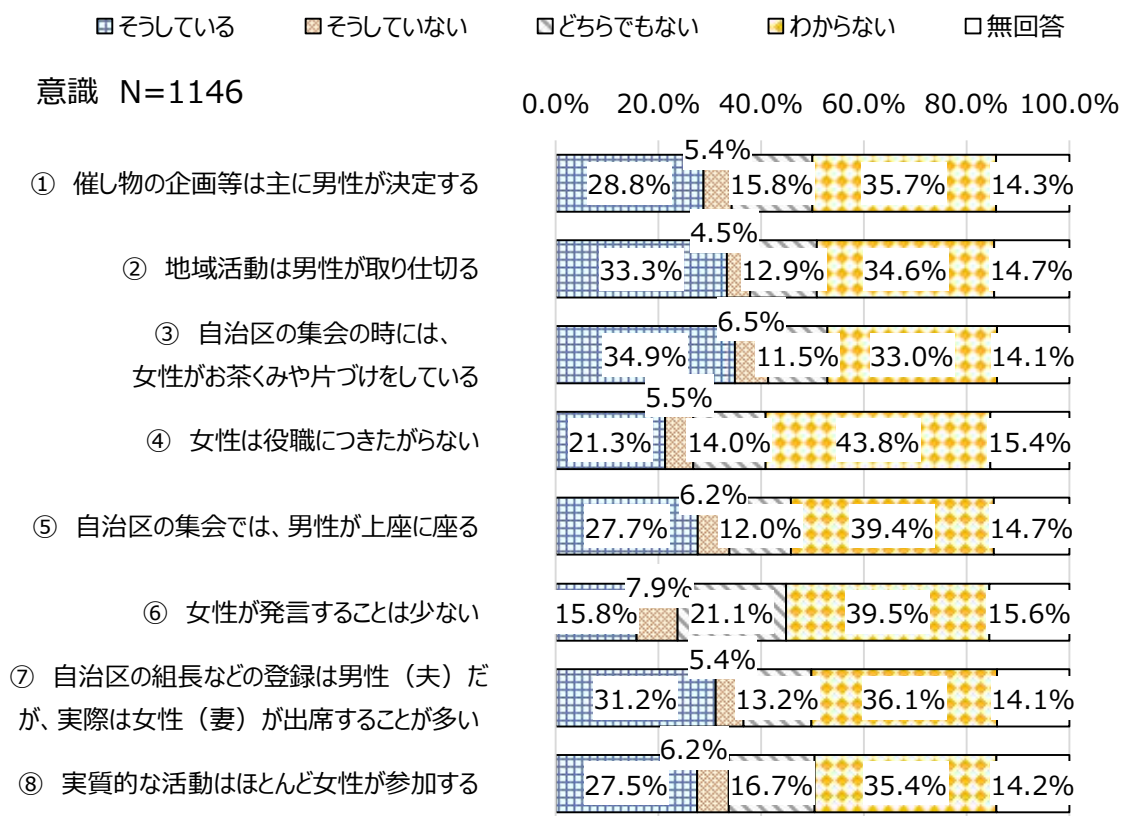
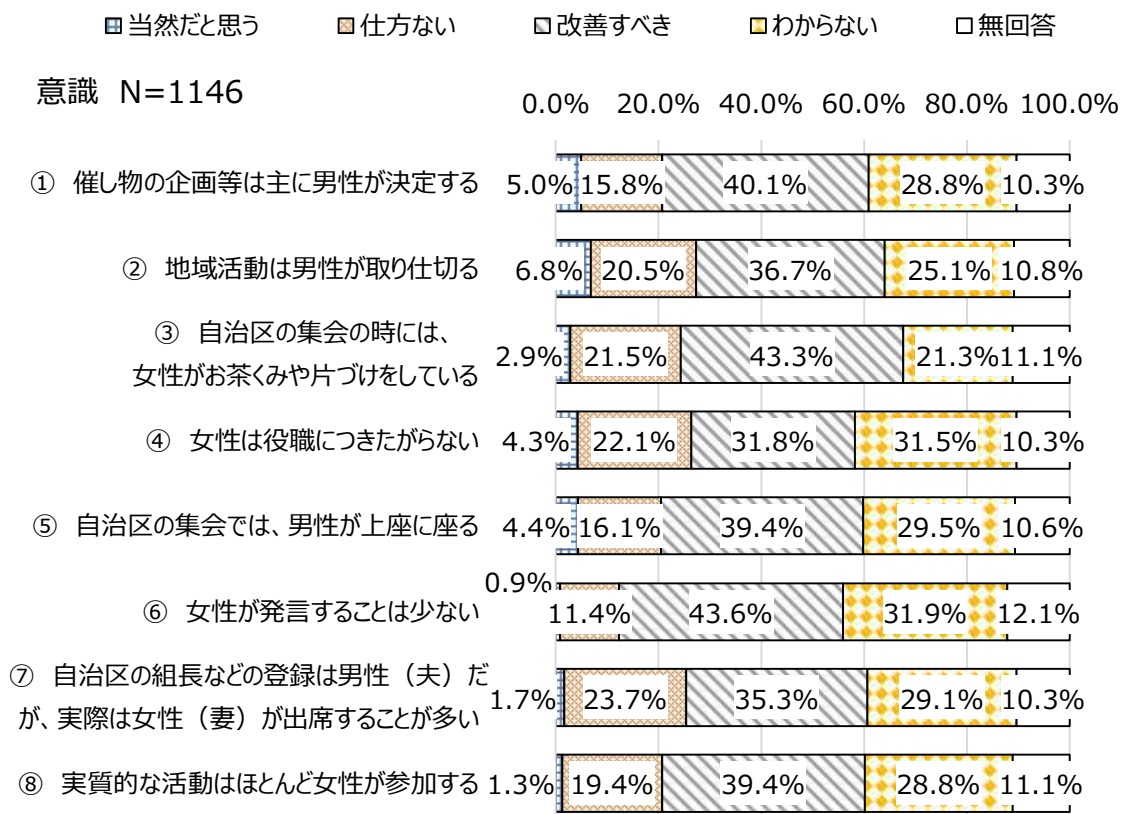


■主に妻が行う ■主に夫が行う □共同して分担する ■その他 □無回答

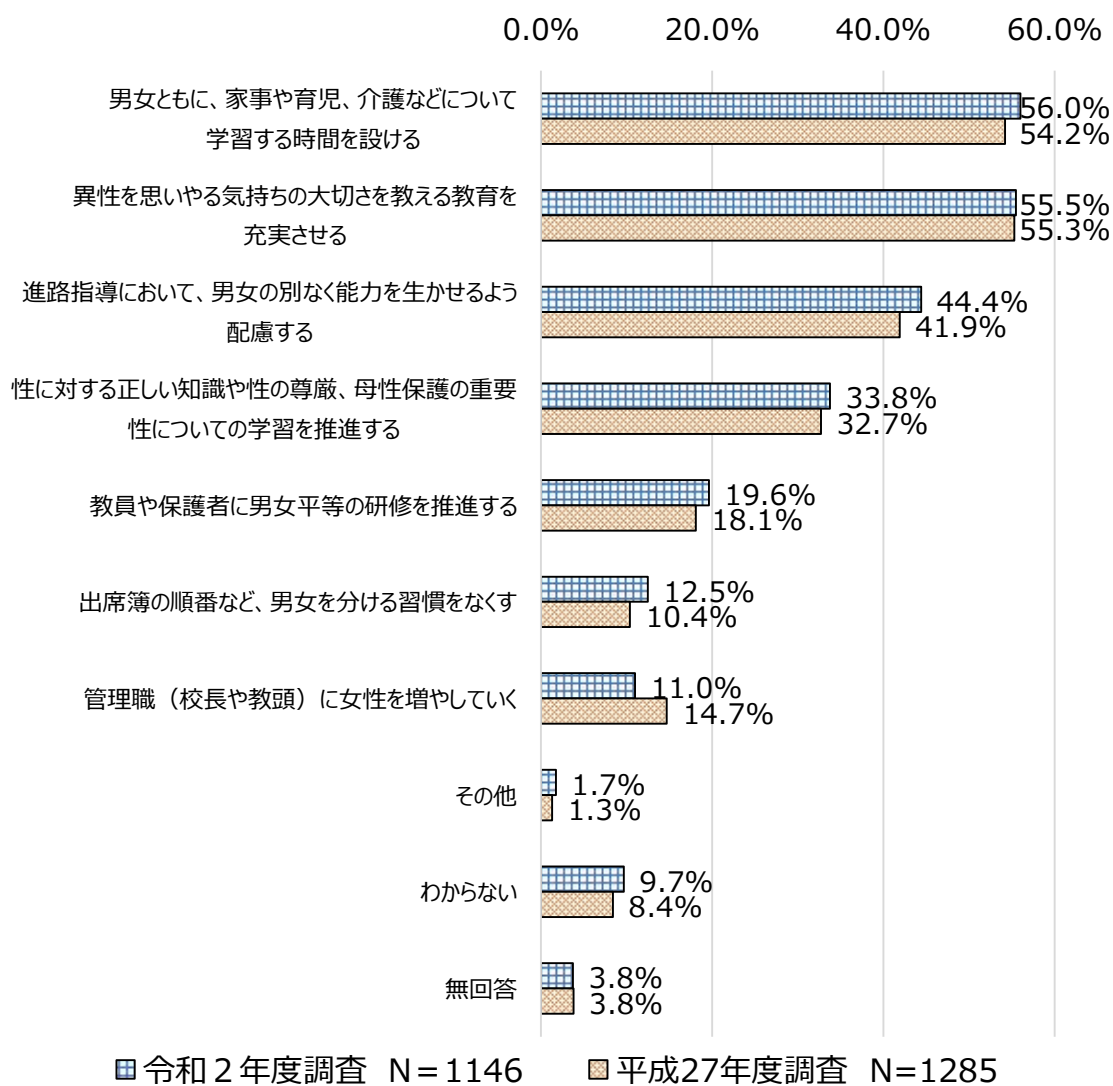
現状 N=807



問：あなたが参加している地域活動における男女の役割分担についてどう感じていますか。



問：男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



施策⑧ 男女平等の意識を育てるための学校教育の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	- 人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲） - 人権尊重の精神を身につけるための道德教育の実施 - 近年の情報化の背景を踏まえ、メディア・リテラシーの向上を図るための教育の実施 - 児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導	学校教育課
	命の大切さを育む「人権の花運動」の実施	人権推進課
	保育園における人権擁護委員による園児とのふれあいの実施	子育て支援課

施策⑨ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。	- あま市人権研究推進委員会による人権教育に関する調査・研究の実施 - 海部地区人権教育講演会の開催を通じた、市民及び教職員の人権に対する意識高揚	学校教育課
	保育者を対象とした人権に関する研修の実施	子育て支援課
	海部地区人権教育講演会の開催	生涯学習課

施策⑩ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女共同参画の理解を家庭や地域において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。	- 乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催 - 社会教育講座において、男女共同参画をテーマとした講座を開催 - 親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催 - 海部地区人権教育講演会の開催	生涯学習課
	海部地区人権教育講演会の開催を通じた、市民及び教職員の人権に対する意識高揚	学校教育課
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	人権推進課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針 4 政策決定過程への女性の参画の拡大

政策や方針の立案・決定過程における女性の参画拡大は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、第 5 次男女共同参画基本計画においても政治や行政における女性の登用率が目標として掲げられるなど、政策及び方針決定の場への女性の参画が推進されていますが、国際的な取組に比べるとまだ遅れているのが現状であり、世界経済フォーラムが公表している「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本は 153 か国中 122 位（令和元年（2019 年））という低い順位となっています。

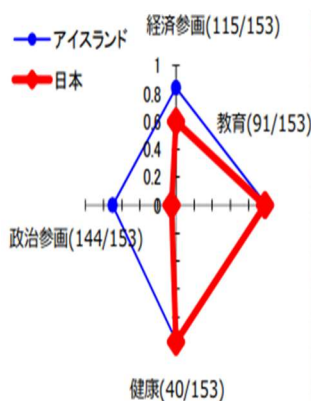
あま市においては、令和 3 年 4 月 1 日現在で審議会等への女性の登用率は 28.7%で、愛知県の登用率と比べると低い状況となっています。さらに、女性委員が一人もいない審議会等もあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

男女共同参画の推進において、行政の果たす役割は大きいことから、市役所が率先して職場環境の整備や審議会等委員や管理職への女性登用等に取り組み、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めるなど、男女共同参画を推進します。

また、市民や事業者等、様々な民間組織と協力し、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるような積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を支援します。

日本のジェンダーギャップ指数について

「世界経済フォーラム」（ダボス会議）
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153 か国中 121 位



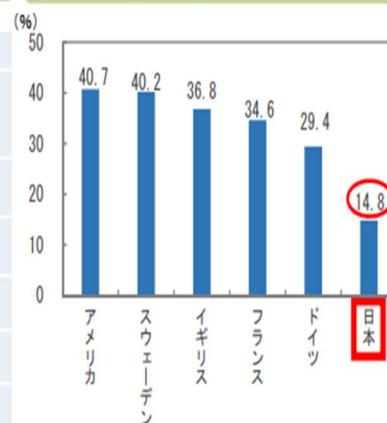
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・法的候補者クォータ制 ・政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

〔出典〕列国議会同盟（2020年10月時点）
下院又は一院制議会における女性議員割合。

管理的職業従事者に占める女性の割合



〔出典〕日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT'（2020年11月時点）。いずれの国も2019年の値。

資料：内閣府 第 5 次男女共同参画基本計画（説明資料）より

施策⑪ 審議会等への男女共同参画の促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	・ 審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施 ・ 女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施や女性リーダーの育成	人権推進課
	・ 審議会、委員会への女性の登用促進	関係各課

施策⑫ 男女共同参画の推進を担う人材育成

施策の内容	具体的な取組	担当課
積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。	・ 愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	人権推進課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

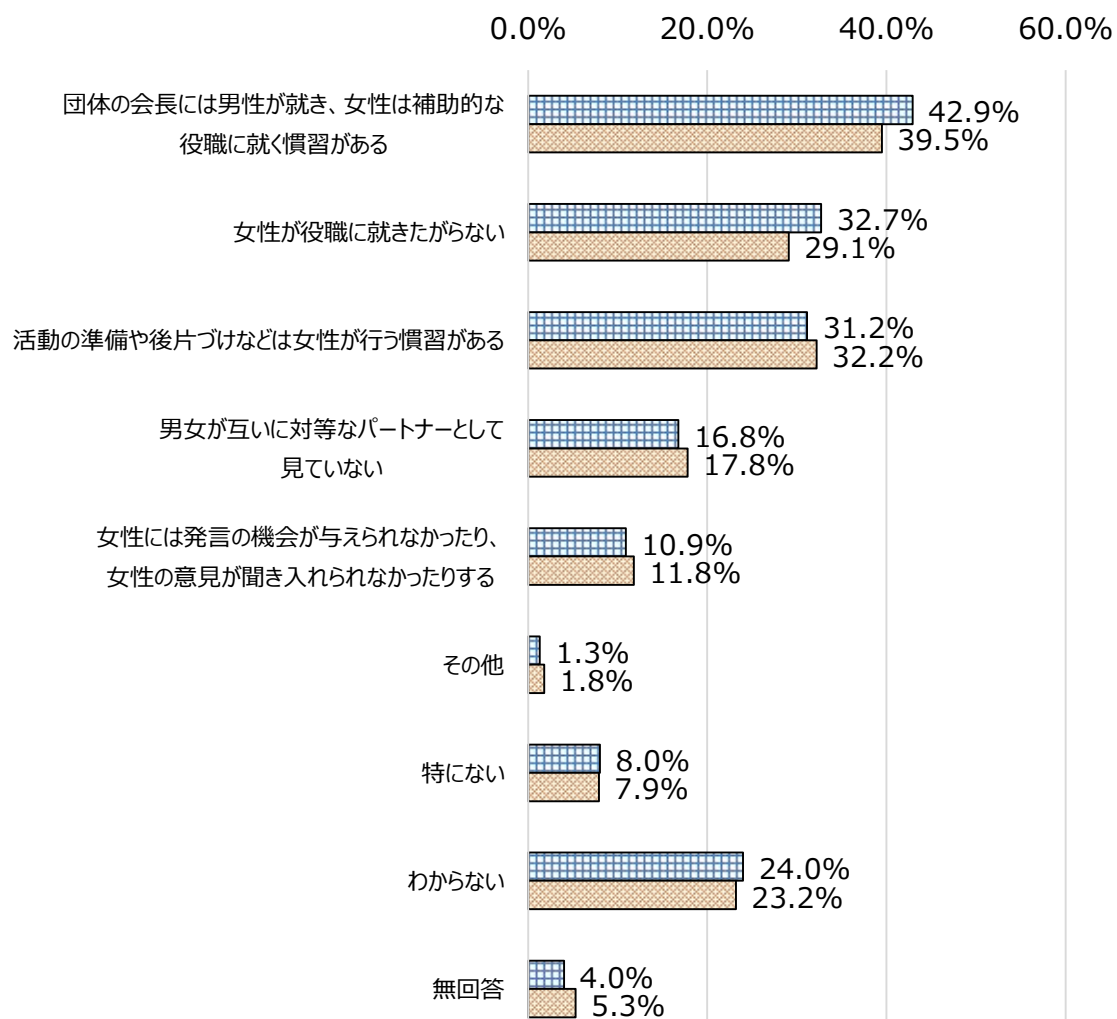
基本方針 5 様々な分野における男女共同参画の拡大

少子高齢化の進行、核家族化等家族形態の変化、地域における人間関係の希薄化等が進む中、地域社会の果たす役割が非常に重要です。地域力を高めるためには、様々な分野において一人一人が持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。

市民意識調査をみると、地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」、「女性が役職に就きたがらない」、「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」がいずれも30%以上となっており、地域活動における男女共同参画が進んでいないことが現状です。

地域は、家庭と共に最も身近な暮らしの場であり、住民の日々の生活に密接し、意識や考え方に大きく影響を与えていることから、様々な分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点をいかした取組ができるよう支援や活動の場を提供し、地域における様々な場面での男女共同参画の拡大を図ります。

問：あなたが、地域活動における男女の役割分担などに差があると考えられることは何ですか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

施策⑬ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため、各種団体に対して支援を行います。	・女性消防クラブ活動への支援 ・交通安全を推進する女性運転者友の会への支援	安全安心課
	・地域活動団体への助成 ・地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供	企画政策課
	・社会教育活動を担う女性団体への支援	生涯学習課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針 6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

仕事と、家庭や地域活動等との生活を両立できる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性が社会で活躍し、さらに人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも必要です。

しかし、未だに家庭のための時間が取れなくなるほどの長時間労働や、安定して1つの地域で暮らし続けることができない全国転勤といった、男性正社員を前提とした労働の在り方が根強く残っています。特に、長時間労働は男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。

市民意識調査によると、男女ともに理想として「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい割合が高いにもかかわらず、現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している現状があります。

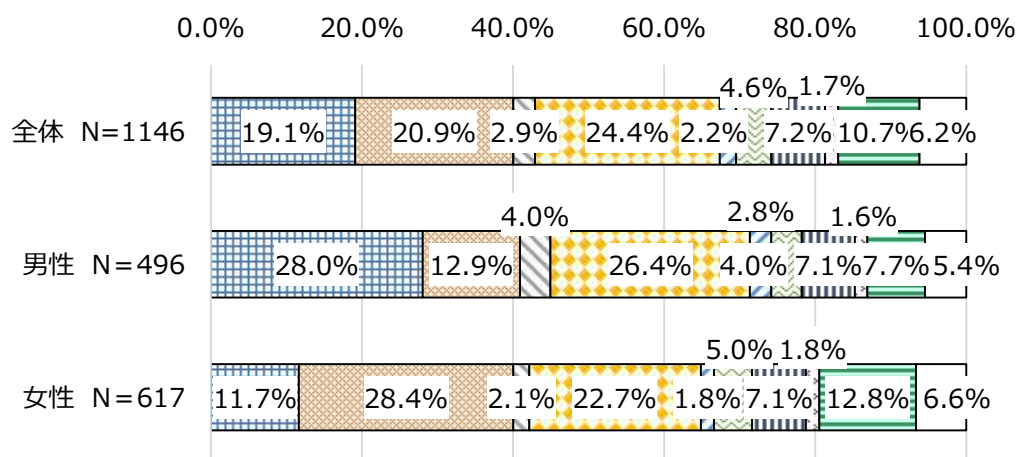
また、女性が安心して働き続ける環境をつくるために必要な事柄については、「夫や家族が理解し協力する」が70%以上、「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」「育児・介護休業制度を定着させる」が約半数となっています。

育児休業・介護休業をとる男性が少ない理由については、「職場の理解が得られないから」が63.5%となっており、割合としては高いものの、平成27年度調査と比べると8.6ポイント低下していることから、男性の育児・介護のための休暇について少しずつ理解が進んでいることが伺えます。

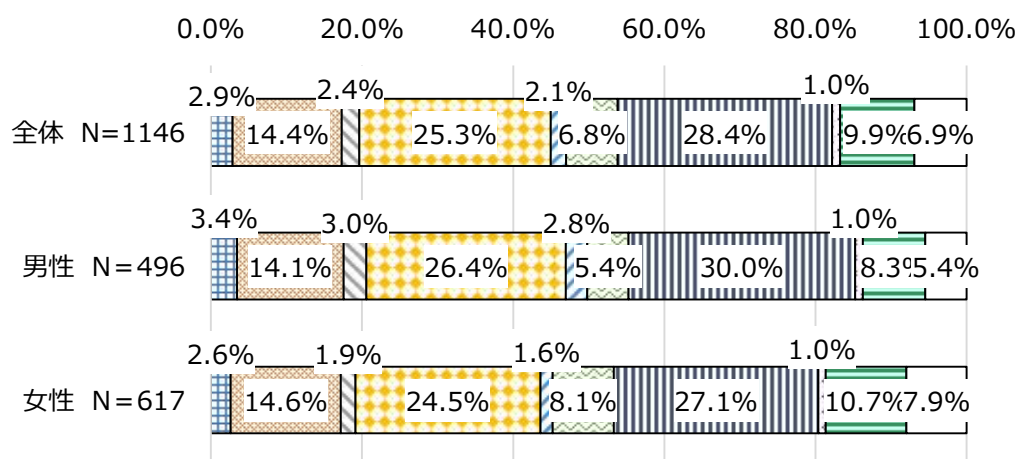
市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康の維持、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画、男性においては家事・育児・介護などへの参加、そして女性の一層の活躍が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス実現への理解促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進に努めます。

問：現在、ワーク・ライフ・バランスが重要視されていますが、あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」で何を優先しますか。

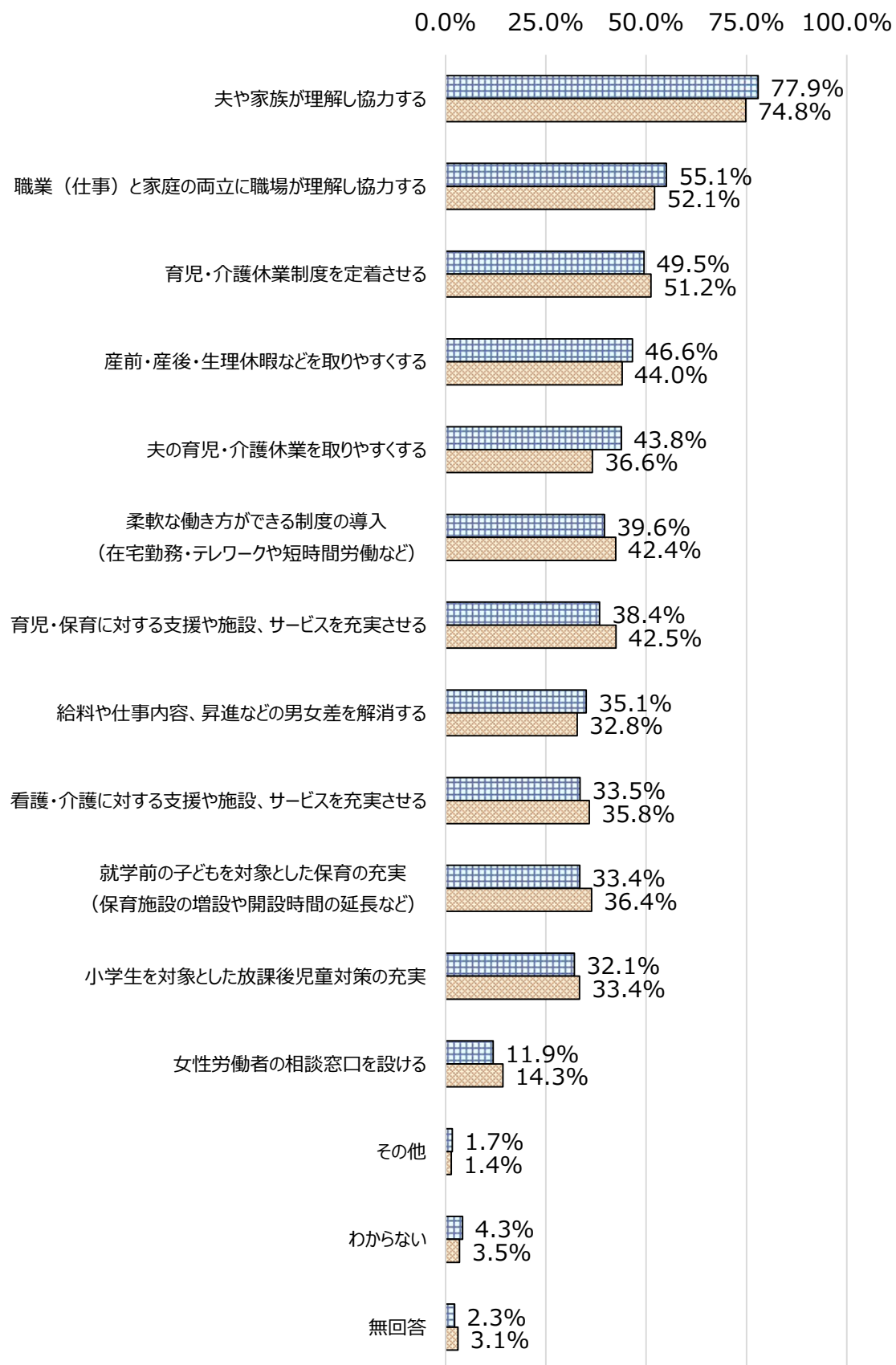
- 「仕事」を優先している（したい）
- 「家庭生活」を優先している（したい）
- 「地域・個人の生活」を優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている（したい）
- その他
- わからない
- 無回答



- 「仕事」を優先している（したい）
- 「家庭生活」を優先している（したい）
- 「地域・個人の生活」を優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている（したい）
- その他
- わからない
- 無回答



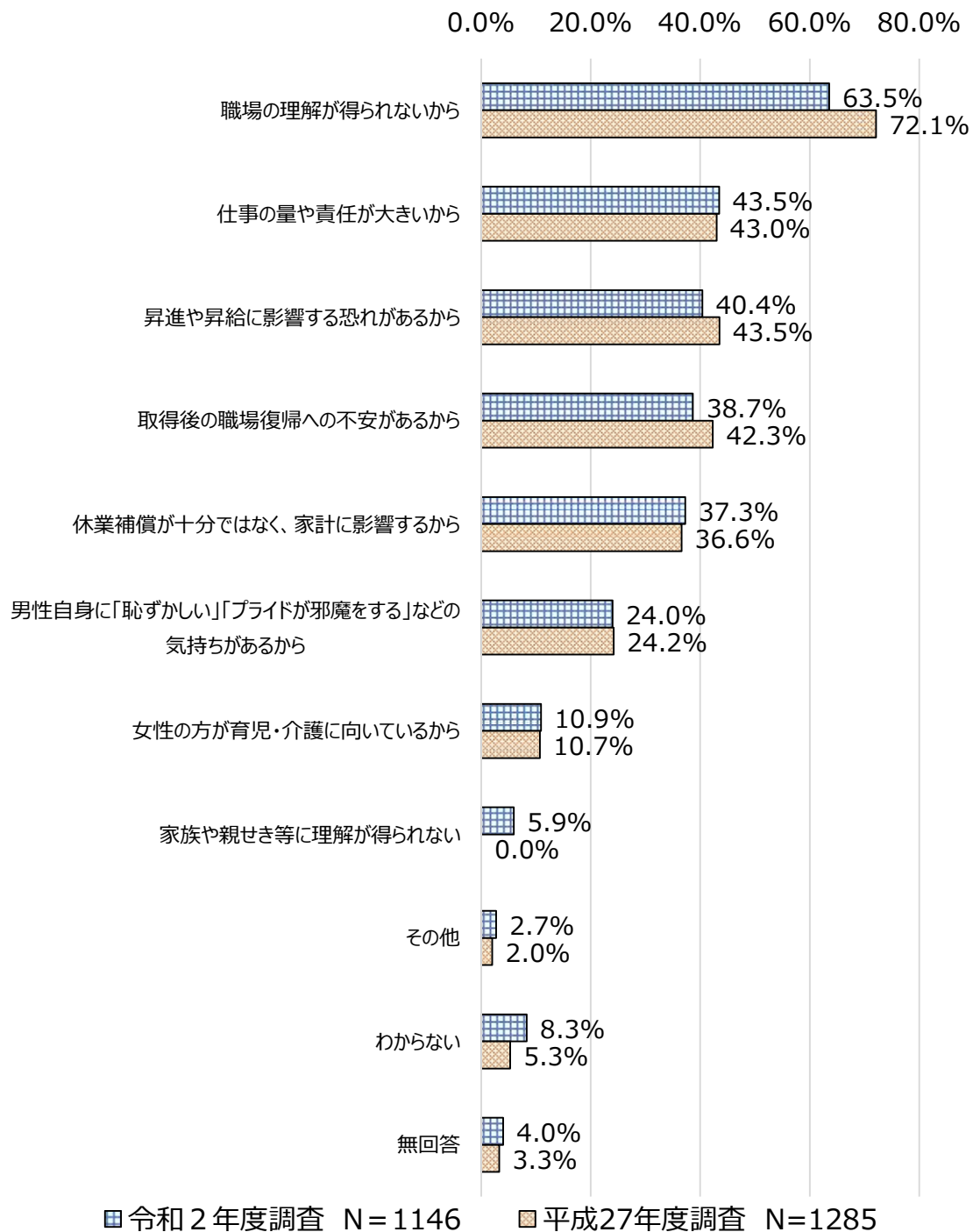
問：女性が安心して働き続ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146

■ 平成27年度調査 N=1285

問：育児や介護で休みをとる男性が少ない現状にありますか、その理由は何だと思いますか。



施策⑭ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
広報や市の公式ウェブサイトを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。	・ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	人権推進課
	・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知 ・県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業の紹介	産業振興課

施策⑮ 多様な保育サービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。	・産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施 ・保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施 ・保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施 ・出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施 ・集団保育が可能な障がい児保育の実施 ・病児・病後児保育の実施 ・子育てコンシェルジュ事業の実施	子育て支援課

施策⑯ 地域における子育て支援の環境づくり

施策の内容	具体的な取組	担当課
仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担軽減を図ります。	・ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て支援課

施策⑰ 放課後児童対策の実施

施策の内容	具体的な取組	担当課
放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう、児童の放課後の健全育成に努めます。	・放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	子育て支援課

施策⑱ 障がいのある子どもへのサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。	・放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施	社会福祉課

施策⑲ 介護保険制度の周知とサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。	・広報や市公式ウェブサイト、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知	高齢福祉課
	・65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に介護予防教室や健康相談の実施	健康推進課
	・運動教室【筋力アップクラブ（ワクワクからだ教室）・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室（低栄養予防）の実施 ・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の開催。	人権推進課

施策⑳ 介護者への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。	・「介護者のつどい」による介護者への支援 ・交流の場である「ふれあいカフェ（認知症カフェ）」の設置	高齢福祉課

施策㉑ 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。	・男性職員の育児休暇取得の促進	人事秘書課
	・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	産業振興課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針 7 誰もが働きやすい職場環境づくり

就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮でき、男女が対等の立場で格差なく働くことができる職場環境をつくっていくことは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

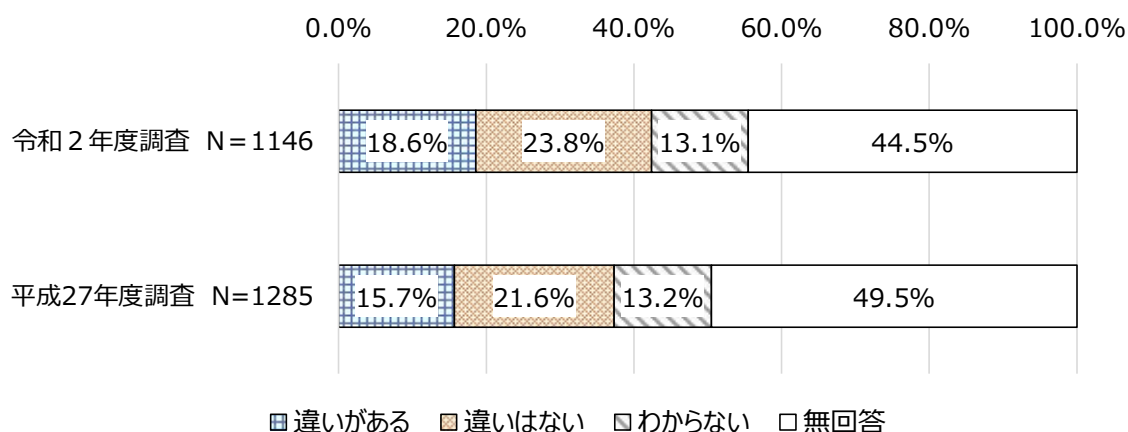
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、女性が働きやすくなるような職場環境に改善していくための法制度の整備は進んでいるものの、現実には、雇用形態や賃金、昇進昇格において、いまだ男女の間に格差があるのが現状です。

市民意識調査によると、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による「違いがある」と回答した人は 18.6%と、平成 27 年度調査に比べて3ポイント程度上昇する結果となりました。男女の違いについては「賃金に格差がある」、「昇進・昇級に差がある」、「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」が多く回答されています。

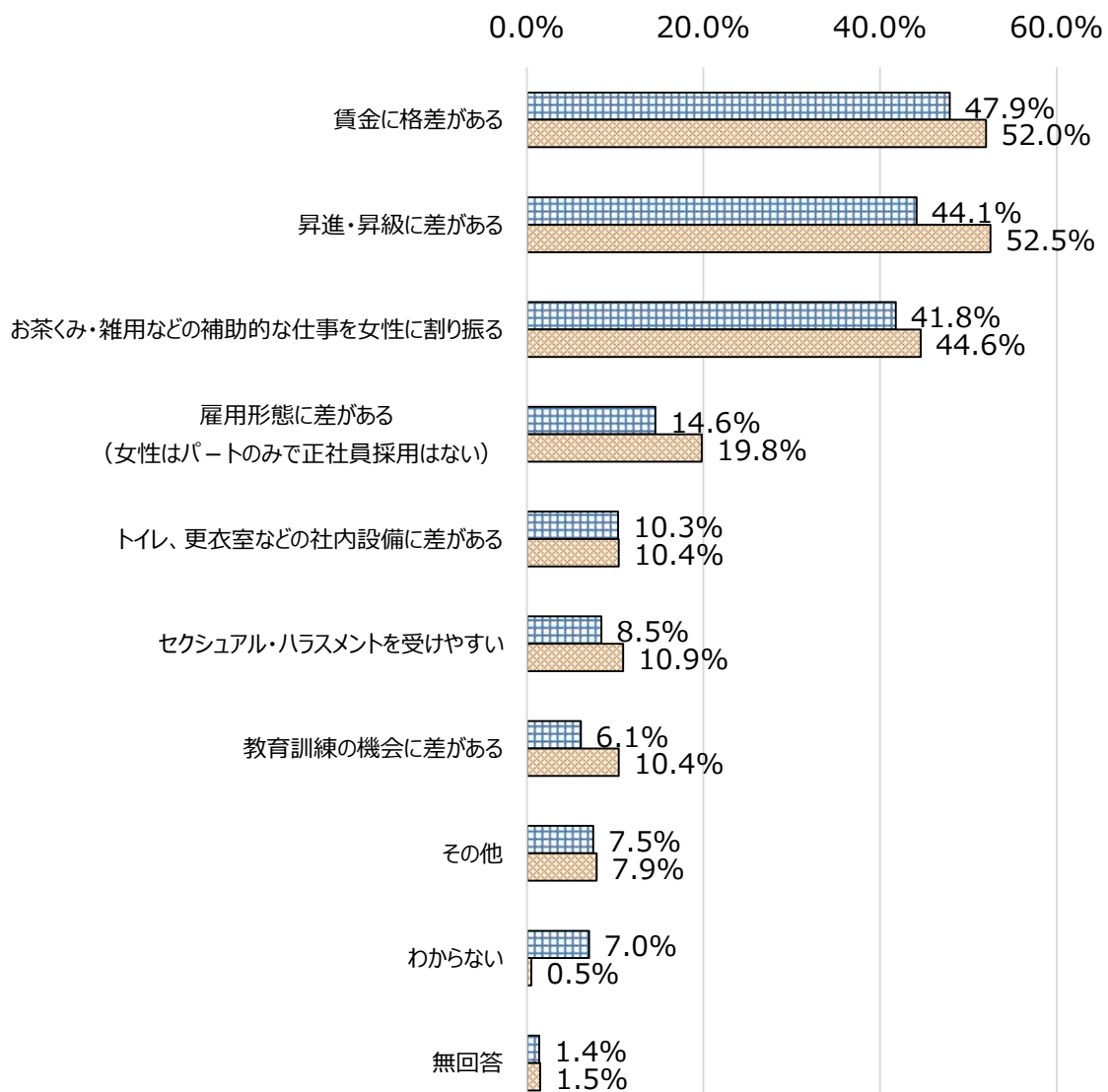
また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要であり、令和元年（2019 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によりハラスメント防止対策の強化が行われています。

雇用機会や待遇などの面で男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及と公正な職場復帰、働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発、また、女性への様々なハラスメントや不利益な取り扱いを根絶し、誰もが充実した職業生活を営むことができるよう、雇用環境の整備について積極的に啓発を進めます。

問：あなたの職場では、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による違いがあると思いますか。



問：職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別によってどのような違いがあると思いますか。



■ 令和2年度調査 N=213 ■ 平成27年度調査 N=202

施策② 男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
市の公式ウェブサイトやチラシなどを活用して、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。	・女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課
	・男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	産業振興課

施策③ 職域の拡大

施策の内容	具体的な取組	担当課
性別に捉われず、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。	・性別に捉われない人事管理の推進	人事秘書課

施策④ 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
実質的に共同経営をしている女性が、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います	・家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発 ・農業における家族経営協定の締結の促進	産業振興課

施策⑤ 働きやすい職場環境の整備

施策の内容	具体的な取組	担当課
労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月 1 回市役所で相談に応じます。	・巡回労働相談の実施	産業振興課
事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	・特定社会保険労務士による派遣労働相談	
様々なハラスメントに対しての啓発事業を実施します。	・巡回労働相談の周知	産業振興課
	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月 12 日～25 日）について広報に掲載し、パネル展を実施。 ・巡回労働相談の周知。	人権推進課

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

基本方針 8 高齢者、障がい者、外国人市民等への支援

現在、本市の高齢化率は 26%台で推移しており、約 4 人に 1 人以上が高齢者となっている状況です。また、高齢者がいる世帯については増加傾向にあり、特にひとり暮らしの高齢者が大きく増加しています。女性の平均寿命が男性より長いことを考慮すると、今後は一人暮らしの女性高齢者が増加することが予想されます。高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあり、高齢期女性の低年金、無年金問題、さらには虐待や消費者被害等の人権侵害から、高齢者を守っていくことが必要となります。

障がい者については、障がいについての無理解・無関心が、障がい者の自立や社会参加を阻んでいる要因になっており、人権意識の普及・啓発の推進や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるような支援が必要です。

外国人においては、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立など外国籍であるがための不便や差別があり、相互交流や啓発活動を通じた理解促進や、情報提供や学習機会の充実、外国人の地域活動への参画促進などに努めていくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛や景気の落ち込みにより、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性の状況は深刻さを増しています。こうした生活困窮者への自立支援と生活意欲の助長を図り、安定した生活を送ることができるような切れ目のない支援・取組が重要です。

高齢者、障がい者、外国人市民、生活困窮者等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを進め、属性に捉われない多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

施策②⑥ 高齢者の社会参画促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていけるような機会を提供します。	・シルバーカレッジ（市内在住または在勤の60歳以上の方を対象）、シルバーカレッジOB会（シルバーカレッジ卒業生を対象）の開催	生涯学習課
	・生涯学習講座、ラジオ体操の集い、ディスクゴルフ大会、市民歩け歩け会、市民走ろう・歩こう会の実施	スポーツ課
	・シルバー人材センターへの支援 ・ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	高齢福祉課

施策②⑦ 高齢者の生活自立のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活を支援します。	・65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に介護予防教室や健康相談の実施 ・外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及 ・高齢者虐待に関する周知・啓発 ・高齢者の成年後見制度の活用促進 ・ICTを活用した医療と介護サービスの連携	高齢福祉課
	・運動教室【筋力アップクラブ（ワクワクからだ教室）・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室（低栄養予防）の実施	健康推進課
	・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の推進	人権推進課
	・消費者被害未然防止のための情報提供 ・消費生活相談の実施	産業振興課

施策⑳ 高齢者の現状把握と相談業務の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。	・高齢者や家族に対する総合的な相談支援 ・高齢者虐待対応マニュアルの活用 ・高齢者地域見守り体制の充実（高齢者地域見守り協定）	高齢福祉課

施策㉑ 障がい者の人権に関する意識啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。	・広報、市公式ウェブサイト等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発	人権推進課

施策㉒ 障がい者の社会生活力向上のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。	・障がい者の社会参加を一層推進するための支援 ・外出に伴う支援や補装具等の給付 ・日中活動の場及び短期入所等サービスの提供 ・就労促進のための情報提供と相談支援 ・手話通訳者による窓口対応や派遣等 ・手帳交付時、手当等該当している福祉制度について説明を実施	社会福祉課
	・スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	スポーツ課
	・一定以上の障がいがある方が医療機関を受診した際の自己負担額助成	保険医療課

施策㉓ 地域福祉推進のネットワークの構築

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取組を行います。	・海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実	社会福祉課

施策③② 外国人が安心して暮らせるための環境づくり

施策の内容	具体的な取組	担当課
市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。	・防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳 ・市公式ウェブサイトにおける多言語表記の実施 ・相談時における関係情報の入手 ・市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実 ・市民団体との連携による国際交流事業の推進	企画政策課

施策③③ 外国人児童生徒の教育への配慮

施策の内容	具体的な取組	担当課
外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。	・必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置 ・スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実	学校教育課

施策③④ ひとり親等生活困窮者への支援

施策の内容	具体的な取組	担当課
ひとり親等生活困窮者の生活が安定するように福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就業相談 ・母子家庭等自立支援給付金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施 ・生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施 ・児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給 ・ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援	子育て支援課
	・女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課
	・医療費の自己負担額助成	保険医療課
	・就学援助費の支給	学校教育課
	・生活困窮者への支援	社会福祉課

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

基本方針 9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

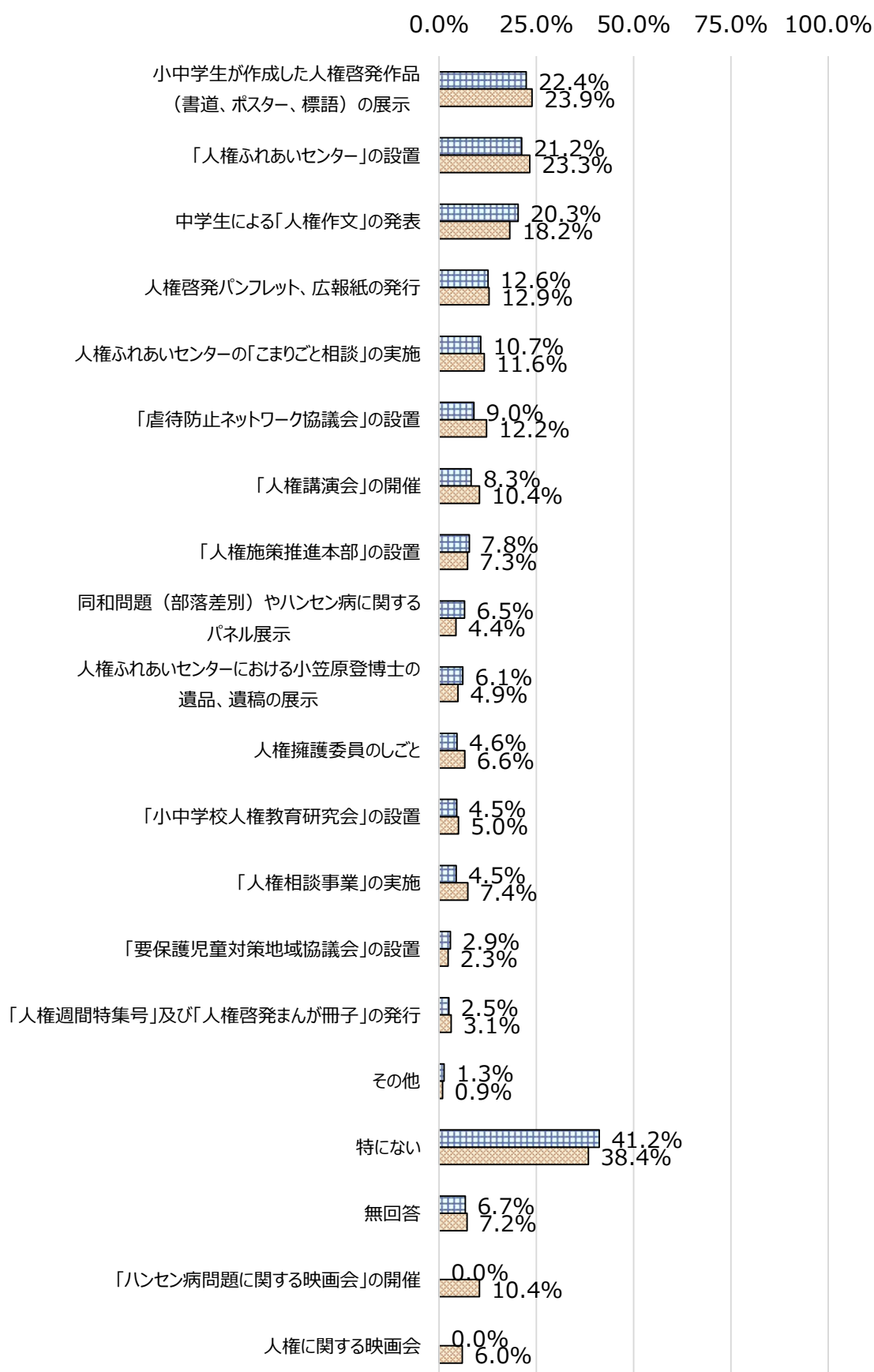
年齢や、障がいの有無、国籍、さらには同和問題等を理由に、困難な状況に置かれている人々があります。それに加え、女性であるために、より複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

困難を抱える女性等の支援には、男女共同参画の視点を持ち、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組や、当事者の事情に配慮した相談支援が必要です。

本市においても様々な困難を抱える人々への支援として相談事業を実施していますが、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は4.5%と、前回調査とに比べてさらに認知度が低下している状況にあります。

だれもが気軽に相談できる環境の整備や、各種相談機関との連携強化など、相談支援体制の一層の充実に加え、様々な困難を抱える人々が、自立や社会参画への意欲が妨げられることなく安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの状況に十分配慮しながら、施策や取組を進めていきます。

問：本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。



■ 令和2年度調査 N=1146

■ 平成27年度調査 N=1285

施策③⑤ 人権尊重を基盤とした取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
性的少数者（LGBT等）についての理解を促進するとともに、複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていけるよう、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めていきます。	・啓発パンフレットの作成（再掲） ・広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報の提供（再掲） ・人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲） ・啓発用DVDの貸出し	人権推進課
	・人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施	学校教育課

施策③⑥ 相談体制の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
女性や子どもに関する人権問題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。	・広報、市公式ウェブサイト等を利用した相談開催日の周知 ・相談関係機関との連携強化	関係各課

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

基本方針 10

生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。

女性は、妊娠・出産や、子宮がんや乳がん、更年期障害といった女性特有の疾患など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

特に、妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するなど、女性のライフスタイルが多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。妊娠時から乳幼児期まで一貫した切れ目のない母子保健サービスの提供や、小児救急医療体制の充実を図ります。

また、身体の発達とともに子どもの性の早熟化が進んでいる中で、子どもたちが「性と人権」について正しい知識・情報を得ることができるような教育・啓発が重要です。望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防についての確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていくとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の啓発を推進します。

身体的な変化だけでなく、精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い精神的に不安になるなど、心身のバランスを崩しやすくなる更年期等、ライフステージごとの課題に応じた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、「人生 100 年時代」を見据え、健康寿命の延伸や健康支援の充実を図ります。

施策③⑦ 健康増進事業の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう支援します。	・各種検診・健康診査の実施 ・健康教室の開催 ・健康相談の実施 ・健康づくりボランティアの活動支援 ・がん予防をはじめとした生活習慣の知識の普及 ・公認心理師による心の悩みなどの個別相談の実施	健康推進課

施策③⑧ 地域スポーツの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
スポーツを通じた健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取組を行います。	・気軽に参加できるスポーツイベントの開催 ・スポーツを推進している団体への支援	スポーツ課

施策③⑨ 母子保健事業の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう、妊婦健診をはじめとする支援体制を充実させます。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するとともに、多様な教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。	・妊婦健康診査費用の助成 ・産後健康診査費用の助成 ・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問 ・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施 ・妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催 ・一般不妊治療費の助成 ・妊娠・子育てつなぐサポート事業の実施	健康推進課
	・子育てコンシェルジュ事業の実施	子育て支援課

施策④⑩ 学校等との連携による思春期保健の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を行います。	・子どもたちの年齢に応じた保健学習、健康学習の実施	学校教育課
	・学校保健委員会等で適切な性教育やＨＩＶ/エイズ等の教育の実施	健康推進課
	・性教育やＨＩＶ/エイズ等に関する啓発物の設置	人権推進課

施策④⑪ 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の内容	具体的な取組	担当課
女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上を目指します。	・節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施 ・妊娠期の子宮がん検診費用の助成 ・健康教室等で、年齢に応じた健康教育の実施。 ・健診の結果説明会において年齢に応じた説明の実施。	健康推進課
	・女性のライフステージに応じた健康に関する啓発物の設置	人権推進課

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

基本方針 11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

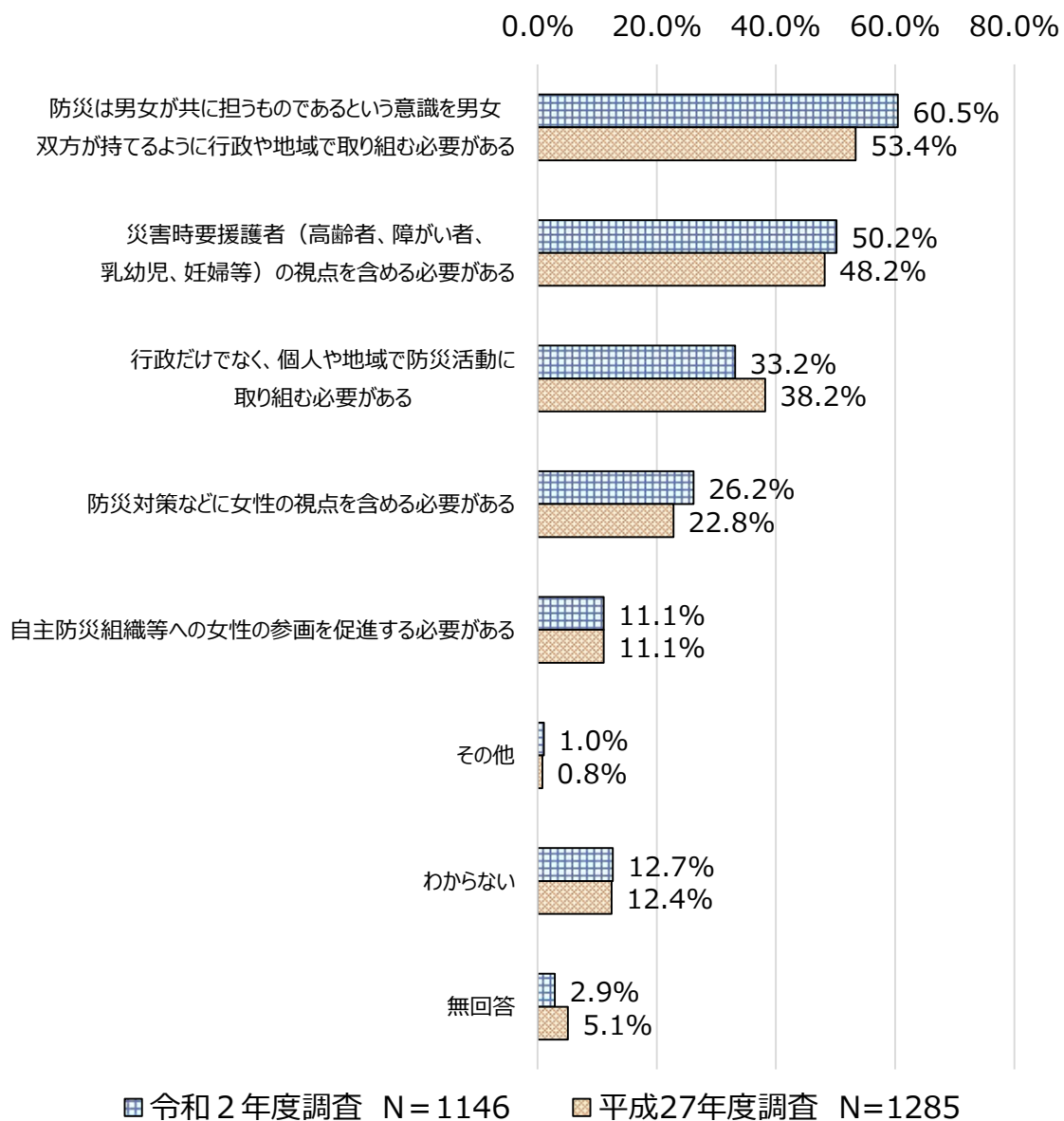
近年では、毎年のように大規模な災害が発生しており、本市においても台風による風水害等様々な被害を受けています。そのような状況の中で、防災対策や災害時の対応を定めておく必要がありますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮する必要があります。

国においては、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災等、過去の災害の教訓をもとに、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。令和 2 年（2020 年）5 月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されているほか、同年 12 月に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」が重点的に取り組む個別分野の一つとされ、「防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」「復興における男女共同参画の推進」等の取組が強化されています。

市民意識調査によると、地域の防災（災害対策）活動の推進について、「防災は男女が共に担うものである」という意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」が 60.5%と、平成 27 年度調査に比べて約 7 ポイント上昇しているほか、「災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の視点を含める必要がある」が 50.2%と高くなっています。

男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制の確立に努めます。

問：地域の防災（災害対策）活動を推進するにあたり、あなたはどのようにお考えですか。



施策 防災分野における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進めます。	・市の防災会議への女性の登用	安全安心課

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針 12 暴力の根絶に向けた意識啓発

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為などの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。こうした暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。

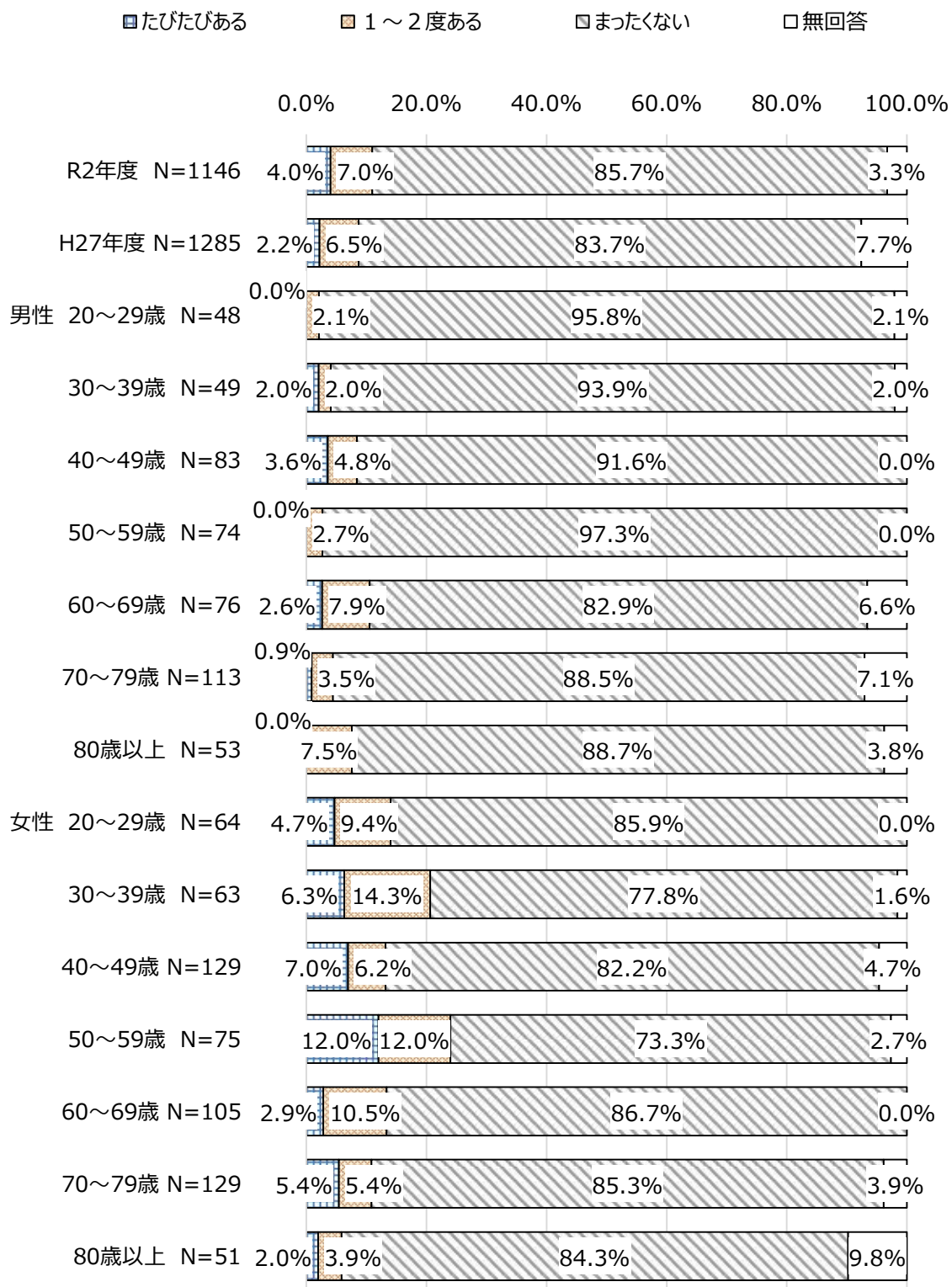
そして、DV等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の不平等な関係、経済力の格差など、男性優位の社会構造や偏見・思い込みが大きく影響しています。

また、インターネットの普及や、SNSなどのコミュニケーションツールの発展・普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象として捉えた表現の氾濫や、交際相手等からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力の多様化、そしてそれらが他人の目が届かないところで行われている問題に加え、若年女性が誘拐・監禁される事件が発生するなど、暴力による被害はより陰湿、悪質なものになっています。さらに、女性への暴力行為が、子どもへの暴力に連鎖していくなど、個人の尊厳が際限なく傷つけられていくことも懸念されます。

市民意識調査によると、DVを受けたことが“ある”と回答した方は、全体の1割程度(11.0%)となっており、特に30代から50代の女性のDV経験が多くなっています。

多様な考え方や生き方が共生している中で、暴力行為は、だれもが被害者あるいは加害者になり得ます。個人の尊厳を踏みにじる暴力は許されない行為である、という意識を徹底するために、様々な媒体を通じて暴力根絶に向けた啓発活動、情報提供に努め、人権意識の向上を目指します。

問：あなたはこれまでに、DVを受けたことがありますか。



施策 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。	・暴力防止に関するパンフレットの配布 ・DV 相談の窓口等、相談機関の情報提供	子育て支援課
	・DVの相談チラシの作成、庁内に配置 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）について広報に掲載、パネル展実施。 ・巡回労働相談の周知。	人権推進課
	・DVの相談チラシの作成、庁内に配置 ・広報を用いて相談の案内 ・ウェブサイトを通じた情報提供 ・巡回労働相談の実施、情報提供	産業振興課

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針 13

犯罪防止に配慮した環境整備

近年では、都市化、高齢化の進行、人間関係の希薄化、核家族化や単身世帯の増加など、様々な社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。そのような中で、犯罪そのものの多様化や、より巧妙な手口による犯罪被害が増えるなど、地域の安全が脅かされている状況が不安視されます。

あま市における令和2年度の犯罪発生件数は414件、あま市不審者情報配信メールの件数は、12件となっており、減少傾向にあります。

市民一人一人の防犯意識を向上させ、犯罪の未然防止を図るとともに、地域が連携して犯罪行為の早期発見・通報や、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

施策 地域における防犯対策の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。	・おはこんあいさつ運動の推進（再掲） ・防犯啓発プレートの配布 ・自転車防犯パトロールの推進 ・青色防犯パトロール団体の設置 ・地域防犯灯の設置支援 ・広報、市公式ウェブサイト、街頭啓発等による情報提供や啓発活動 ・公用車の青色防犯パトロール車化	安心安全課

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針 14

被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

市民意識調査によると、DVを防止するために必要な事柄については、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が57.7%と最も多く、被害者救済のための社会資源が必要とされています。

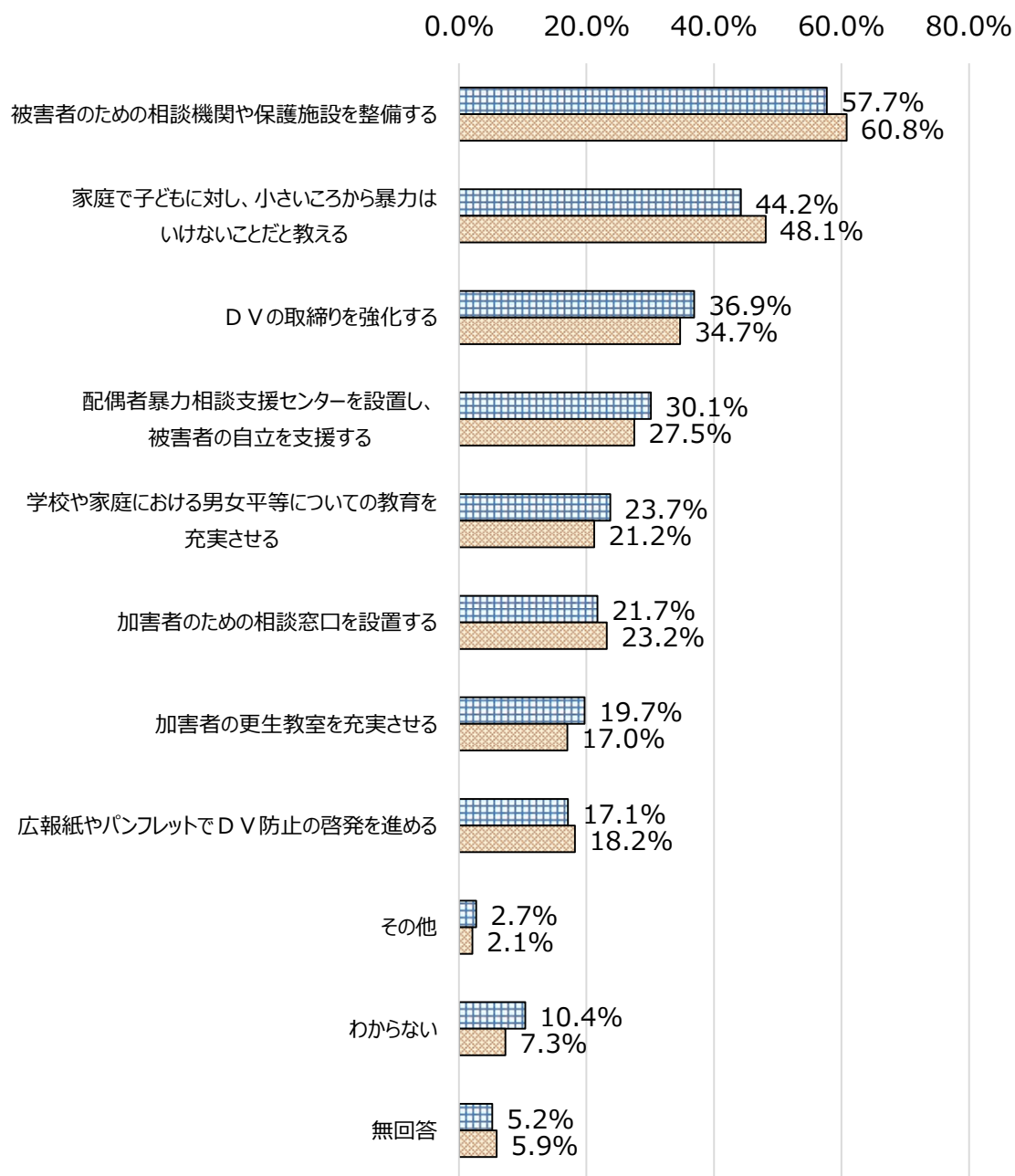
暴力によるPTSD（Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害）は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特にDV被害者の子どもは、DVの目撃体験のみならず、加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。

このため、DV被害者等の相談・支援においては、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援など、それぞれのケースに応じて様々な機能を持った関係機関や民間団体などが情報を共有し、連携して対応することが求められています。

また、DV被害を逃れた後の被害者にとっては、心理的ケアのみならず、新しい生活を始めるために、住まいや就労先を探すこと、子どもがいる場合は保育所等への入所等、新たな生活を迎えるにあたって様々な手続きが必要です。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくため、相談機関の周知や情報提供の充実、相談機能の強化を図るとともに、被害者の安全確保、法的手続きの支援、自立支援など、途切れのない被害者支援体制の充実を図ります。

問：DVを防止するために、どのようなことが必要だと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

施策 相談・支援体制の充実と周知

施策の内容	具体的な取組	担当課
DVや虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。	・DV被害者の安全確保と一時保護の実施 ・窓口のワンストップ化の推進 ・相談員の資質向上 ・DVや虐待に関する相談機関の情報提供 ・他課との連携によるDV被害者支援体制の充実	子育て支援課
	・住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	市民課
	・毎月の広報及び市公式ウェブサイトにて高齢者のDVや虐待に関する相談窓口の掲載 ・虐待防止ネットワーク協議会や担当者会議の開催を通じた各機関との連携	高齢福祉課
	・広報・公式ウェブサイトにて、障がいのある人の相談窓口を周知 ・あま市虐待等防止ネットワーク協議会や担当者会議の開催を通じて各機関と連携	社会福祉課
	・DVや虐待に関するリーフレットやポスター掲示 ・こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）の実施 ・妊娠・子育て切れ目のないサポート事業としての要支援検討会の開催 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加	健康推進課
	・DVや虐待に関するリーフレット等を児童生徒に配布し、早期発見・未然防止を図る ・あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加	学校教育課
	・広報・市公式ウェブサイトで、児童生徒の教育等に関する相談について案内 ・他課との連携によるDV被害者支援体制の充実	人権推進課

数値目標

評価指標	第2次計画 策定時	目標値 (令和13年度)
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革		
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）		
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進		
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）		

第4章 計画の推進

1 庁内における計画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って事業実施に取り組むことが重要です。また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性を持って各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

2 市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業者等の主体的な参画が重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめぐりに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。

資料編

1 あま市の状況

- 。

2 男女共同参画をめぐる動き

- 。

3 関連法規等

- 。

4 「第2次男女共同参画プラン」の策定経過

- 。